

令和 8 年 6 月 (定例会)

専 決 処 分 等 報 告 書

目 次
議 案

	頁
1 宮城県県税条例等の一部を改正する条例	4
2 令和7年度宮城県一般会計補正予算	92

報 告

1 令和7年度宮城県繰越明許費繰越計算書	102
2 令和7年度宮城県事故繰越し繰越計算書	116
3 令和7年度宮城県公営企業会計継続費繰越計算書	119
4 令和7年度宮城県公営企業会計予算繰越計算書	121

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第1条 宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税地)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> 自動車税 所有者又は使用者の住所地(所有者又は使用者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所在地)</p> <p><u>(8)～(11)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課税地)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> 自動車税の環境性能割 取得者の住所地(取得者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所在地)</p> <p><u>(8)</u> 自動車税の種別割 所有者又は使用者の住所地(所有者又は使用者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所在地)</p> <p><u>(9)～(12)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

(納税管理人)

第11条 納税義務者又は特別徴収義務者（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額による県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税並びに狩猟税に係るものを除く。次条において同じ。）が、県内に、住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない場合又は事務所、事業所若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所管内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税義務発生の日から10日以内（特別徴収義務者にあつては、特別徴収義務発生の日から5日以内）に納税管理人となる者の承諾書を添え納税管理人申告書を県税事務所に提出し、又は当該課税地所轄外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて県税事務所に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

(納税管理人)

第11条 納税義務者又は特別徴収義務者（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額による県民税、地方消費税、県たばこ税、自動車税の環境性能割、軽油引取税並びに狩猟税に係るものを除く。次条において同じ。）が、県内に、住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない場合又は事務所、事業所若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所管内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税義務発生の日から10日以内（特別徴収義務者にあつては、特別徴収義務発生の日から5日以内）に納税管理人となる者の承諾書を添え納税管理人申告書を県税事務所に提出し、又は当該課税地所轄外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて県税事務所に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税並びに狩猟税を除く。）の徴収の確保に支障がないことについて県税事務所に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納期限後に納付又は納入する延滞金）

第16条 納税者（法人の県民税及び事業税の納税者を除く。第3項において同じ。）又は特別徴収義務者が納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項並びに次条第1項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限（徴収猶予（法第15条の規定による徴収猶予を除く。）をした税額又は納入金額にあっては、当該猶予をした期間の末日）の

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、自動車税の環境性能割、軽油引取税並びに狩猟税を除く。）の徴収の確保に支障がないことについて県税事務所に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納期限後に納付又は納入する延滞金）

第16条 納税者（法人の県民税及び事業税並びに自動車税の環境性能割の納税者を除く。第3項において同じ。）又は特別徴収義務者が納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項、次条第1項並びに第16条の3第1項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限（徴収猶予（法第15条の規定による徴収猶予を除く。）をした税額又は納入金

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算するものとする。

2 第108条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって自動車税を徴収する場合における延滞金の額は、前項の規定にかかわらず、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 [略]

第16条の3 削除

額にあつては、当該猶予をした期間の末日)の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算するものとする。

2 第108条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって自動車税の種別割を徴収する場合における延滞金の額は、前項の規定にかかわらず、当該自動車税の種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 [略]

第16条の3 自動車税の環境性能割の納税者が納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に定める日までの税額の区分に応じ、当該各号に定める日ま

での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算する。

(1) 申告書の提出期限までに提出した申告書に係る税額(第4号に定める日までの税額を除く。次号及び第3号において同じ。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(2) 申告書の提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(4) 法第164条第2項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日

2 第16条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(寄附金税額控除)

第27条 [略]

2 [略]

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金

(寄附金税額控除)

第27条 [略]

2 [略]

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金

額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]

(2)・(3) [略]

(不動産取得税の免税点)

第54条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあっては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにおいて1戸（共同住宅等において、居住の用に供するために独

額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]

(2)・(3) [略]

(不動産取得税の免税点)

第54条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあっては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにおいて1戸（共同住宅等において、居住の用に供するために独

立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。)につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 [略]

(自動車税の納税義務者等)

第103条 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用

立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。)につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 [略]

(自動車税の納税義務者等)

第103条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又

又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第103条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第103条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第147条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、

第104条 [略]

当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第104条 [略]

(環境性能割の課税標準)

第104条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第9条の3各号に規定するところにより算定した金額（第104条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第104条の3 次の各号に掲げる規定の適用を受ける自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める税率とす

る。

(1) 法第157条第1項(同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 100分の1

(2) 法第157条第2項(同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 100分の2

(3) 法第157条第3項の規定 100分の3

(環境性能割の免税点)

第104条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第104条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第104条の6 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで

に、法施行規則第9条の5に規定する申告書の様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を県税事務所に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第160条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第9条の5に規定する報告書の様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第104条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、法第160条第1項各号に規定する環境性能割の申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、法施行規則第9条の6各号に規定する事項を記載した修正申告書を県税事務所に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額(第16条の3第1項の規定により加算される延滞金額で修正申告書に係る環境性能割額に係るものを含む。)を納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第104条の8 環境性能割の納税義務者は、第104条の6第1項の規定により環境性能割額を県税事務所に納付する場合(第16条の3の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書に証紙代金収納計器(知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下「収納計器」という。)により当該環

環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、環境性能割の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、
県税事務所長は、申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第104条の6第1項の申告書の提出を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、
当該登録の申請に係る自動車の取得に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

4 環境性能割の納税義務者は、前条の規定による環境性能割額を県税事務所に納付する場合には、納付書により納付しなければならない。

(収納計器取扱者の指定等)

第104条の9 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 知事は、前条第1項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器による表示を受けて環境性能割を払い込んだ者には、領収書を発行しない。

4 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

5 前各項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

(自動車税の税率)

第105条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるもの（以下「貨客兼用車」という。）に対して課する自動車税の税率は、同項（同号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) [略]

第104条の10 環境性能割の納税義務者が第104条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(種別割の税率)

第105条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるもの（以下「貨客兼用車」という。）に対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) [略]

4 特種用途車に対して課する自動車税の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した額）とする。

5 特種用途車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に霊きゅう車又はキャンピング車である旨記載されているものに対して課する自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(自動車税の賦課期日)

第107条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

4 特種用途車に対して課する種別割の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した額）とする。

5 特種用途車のうち道路運送車両法第58条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に霊きゅう車又はキャンピング車である旨記載されているものに対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(種別割の賦課期日)

第107条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第108条 自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、県税事務所長の定めるところによる。

3 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第108条の2 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)の申請があった自動車について、法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第109条の規定により新規登録の申請をした際に提出すべき申告書の提出がなかったことにより、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合に

第108条 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、県税事務所長の定めるところによる。

3 [略]

(種別割の徴収の方法)

第108条の2 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について、法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第109条の規定により新規登録の申請をした際に提出すべき申告書の提出がなかったことにより、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、

は、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第108条の3 自動車税の納税義務者は、前条第2項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をしたときに、申告書に証紙代金収納計器（知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。次項及び次条において「収納計器」という。）により、当該自動車税の額に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

(収納計器取扱者の指定等)

第108条の4 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の証紙徴収の手続)

第108条の3 種別割の納税義務者は、前条第2項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をしたときに、申告書に収納計器により、当該種別割の額に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

2 知事は、前条第1項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならぬ。指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

4 前3項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第108条の5 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書の提出を行う場合には、第108条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の

(種別割の徴収の方法の特例)

第108条の4 種別割の納税者が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書の提出を行う場合には、第108条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る種別割額を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

申請に係る自動車に係る自動車税額を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第109条 自動車税の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときはその該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日までに申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第146条第2項の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。

(5) [略]

3 [略]

4 自動車税の納税義務者が、第1項又は第2項の規定により申

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第109条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときはその該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日までに申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第146条第3項の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。

(5) [略]

3 [略]

4 種別割の納税義務者が、第1項又は第2項の規定により申告

告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(買主の住所等に関する報告)

第110条 県税事務所長は、第103条の2第1項に規定する自動車(以下「所有権留保付自動車」という。)に係る自動車税を賦課徴収する場合において、当該所有権留保付自動車の買主の住所又は居所が不明であるときは、当該所有権留保付自動車の売主に対し、当該買主の住所又は居所その他規則で定める事項について報告を請求することができる。

2 [略]

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第111条 自動車税の納税義務者又は前条第1項の規定による請求を受けた売主が第109条又は前条第2項の規定により申告し、又は報告をすべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過

書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(買主の住所等に関する報告)

第110条 県税事務所長は、第103条の2第1項に規定する自動車(以下「所有権留保付自動車」という。)に係る種別割を賦課徴収する場合において、当該所有権留保付自動車の買主の住所又は居所が不明であるときは、当該所有権留保付自動車の売主に対し、当該買主の住所又は居所その他規則で定める事項について報告を請求することができる。

2 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第111条 種別割の納税義務者又は前条第1項の規定による請求を受けた売主が第109条又は前条第2項の規定により申告し、又は報告をすべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料

料を科する。

2 [略]

(自動車税に係る証明書の交付)

第113条 県税事務所長は、道路運送車両法第62条第1項又は第67条第3項の検査について自動車検査証の返付を受けようとする者から同法第97条の2に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該検査に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、知事の定めるところによってその旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第16条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年

を科する。

2 [略]

(種別割に係る証明書の交付)

第113条 県税事務所長は、道路運送車両法第62条第1項又は第67条第3項の検査について自動車検査証の返付を受けようとする者から同法第97条の2に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該検査に係る自動車について当該自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、知事の定めるところによってその旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第16条第1項及び第2項、第16条の2第1項並びに第16条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パー

7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2～4 [略]

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 [略]

2 [略]

(1) [略]

セントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2～4 [略]

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 当該納税義務者の第25条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

第5条の3 [略]

(2) 当該納税義務者の第25条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

第5条の3 [略]

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条及び附則第25条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の

4 第1項第1号に掲げる金額と同項第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（次項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則附則第2条の3で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出（法附則第5条の4第4項の規定による税務署長を経由した提出を含む。）した場合に限り、適用する。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第25条第2項において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2（当

住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第

25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、第29条の2に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第5条第1項に定める額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500

25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、第29条の2に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第5条第1項に定める額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500

頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第29条の2に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第29条の2に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)

第7条 [略]

2 前項の申告特例控除額は、第27条第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額から第26条第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

[略]

(法人の事業税の課税標準の特例)

第10条 [略]

2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成23年4月1日から

(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)

第7条 [略]

2 前項の申告特例控除額は、第27条第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額から第26条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

[略]

(法人の事業税の課税標準の特例)

第10条 [略]

2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成23年4月1日から

令和13年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法附則第9条第11項の規定による。

3 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人(これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第4項第4号に規定する特定法人に該当する場合に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(同法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)分の事業税に限り、法附則第9条第12項、第14項及び第15項の規定による。

4 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人(これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(前項の規定の適用を受ける事業年

令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法附則第9条第12項の規定による。

3 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(租税特別措置法第42条の12の5第5項第1号に規定する設立事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)分の事業税に限り、法附則第9条第13項から第16項までの規定による。

度、同法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）分の事業税に限り、法附則第9条第13項から第15項までの規定による。

5～8 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第10条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第52条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第60条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第14条第1項及び第2項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われ

4～7 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第10条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第52条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第60条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第14条第1項及び第2項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われ

たときに限り、第60条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」と、第14条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(同号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)以内、第60条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(第60条第1項第1号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第11条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の

たときに限り、第60条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」と、第14条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(同号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)以内、第60条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(第60条第1項第1号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第11条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の

価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

3 [略]

4 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第17条第2項第3号に掲げる

価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

3 [略]

4 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第17条第2項第3号に掲げる

事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従って行う当該事業の譲受けにより令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

5 [略]

6 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第13条の6に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第13条第1項に規定する医療機関の再編の事業により令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従って行う当該事業の譲受けにより令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

5 [略]

6 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第11条の6 [略]

第11条の6 [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第11条の7 軽油引取税の税率は、第102条の4の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第11条の8 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第98条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合

において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第98条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地方バス路線維持のために国が交付する当該地方バス路線を運行する一般乗合用のバスの購入に係る補助金の交付を受けた場合における当該補助金の交付の対象となる路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、第103条第1項の規定にかかわ

らず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の10 県税事務所長は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が法第157条第1項又は第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第1項又は第2項の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第104条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第104条の7第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の11 営業用の自動車に対する第104条の3の規定の適用
については、当分の間、同条第1号中「100分の1」とあるの
は「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは
「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100
分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第11条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅
客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に
規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第
1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者
がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において
「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当
するものであって乗降口から車椅子を固定することができる
設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第4条の11
第1項に規定するものに限る。)で最初の第103条の2第3項
に規定する新規登録(以下この条から附則第12条の2までにお

いて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項及び第3項において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第3項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに

限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から650万円(乗車定員30人以上の附則第11条の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。))にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第11条の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車

運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車（法施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに

限る。）、バス（同条第12項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（法施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第10項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第104条の6又は第104条の7の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第4項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則附則第5条第4項に規定するも

附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第4項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。同

のを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び次条第4項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第105条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同項、同条第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第5条第6項に規定するもの

条において同じ。)、第105条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項、同条第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日

をいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)
に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成
27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に
規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規
登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日か
ら起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車
をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。
第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車
以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受
けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経
過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第105条第1項、第3項及び第5
項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日か
ら令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合に
は、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自
動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6
号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。）その
他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日
までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた
日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第105条第1項、第3項及び第5
項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日か
ら令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合に
は、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自
動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第105条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以

効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第105条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エ

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第12条の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則

エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円

附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により

	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第4号ア	4,500円	2,500円

平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

第12条の2 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第34号)の施行の日(以下この条において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途車のうち霊きゅう車を除いたもの(以下この条において「自家用乗用車等」という。)であつて宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年宮城県条例第46号)第1条の規定による改正前の宮城県県税条例(以下この項において「平成28年改正前の宮城県県税条例」という。)第103条第1項の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録

第12条の2 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第34号)の施行の日(以下この条において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途車のうち霊きゅう車を除いたもの(以下この条において「自家用乗用車等」という。)であつて宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年宮城県条例第46号)第1条の規定による改正前の宮城県県税条例(以下この項において「平成28年改正前の宮城県県税条例」という。)第103条第1項の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録

を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の宮城県県税条例第104条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの条例の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第105条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、特種用途車に対して課する自動車税の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げ

を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の宮城県県税条例第104条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までにこの条例の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第105条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、特種用途車に対して課する種別割の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自

る自動車の区分に応じ、同項各号に定める額とする。

4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

（自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の3 県税事務所長は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が附則第12条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をすると

動車の区分に応じ、同項各号に定める額とする。

4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の3 県税事務所長は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第12条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断を

きは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第108条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第109条から第111条ま

するときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第108条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第109

での規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項並びに次条第1項において同じ」とあるのは、「附則第12条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、そ

条から第111条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項、次条第1項並びに第16条の3第1項において同じ」とあるのは、「附則第12条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、そ

の基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

の基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第23条の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第18条の7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第18条の7の2第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 [略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

(1)・(2) [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第23条の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第18条の7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第18条の7の2第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 [略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第25条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年

第25条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、附則第5条の4第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、附則第5条の4の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年

までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第5条の4第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

第26条 削除

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の

までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第26条 附則第11条の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の

適用を受けた場合における附則第5条の4第2項及び附則第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

適用を受けた場合における附則第5条の4の2第2項及び附則第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和27年宮城県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の税率は、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>の税率は、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(自動車税の徴収の方法等)

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収については、県税条例第108条の2第1項の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法による。

2 前項の規定により自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限（県税条例第108条第1項に規定する納期限をいう。）前10日までに納税者に交付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に県の発行する様式第1号の証紙（以下単に「証紙」という。）をもって毎年5月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

4 新規登録の申請があった合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車について課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴

(自動車税の種別割の徴収の方法等)

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収については、県税条例第108条の2第1項の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法による。

2 前項の規定により自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限（県税条例第108条第1項に規定する納期限をいう。）前10日までに納税者に交付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に県の発行する様式第1号の証紙（以下単に「証紙」という。）をもって毎年5月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

4 新規登録の申請があった合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車について課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわら

取の方法によらなければならない。

- 5 知事は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器（県税条例第108条の3第1項に規定する証紙代金収納計器をいう。第8項において「収納計器」という。）で表示させることにより、証紙に代えることができる。
- 6 知事は、前項に規定する申告書又は報告書の提出がなかった場合には、納税者に証紙をもって当該自動車税の納税義務の発生した日の翌月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。
- 7 [略]
- 8 収納計器の取扱いについては、県税条例第108条の4の規定を準用する。

ず、証紙徴収の方法によらなければならない。

- 5 知事は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の13第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器（県税条例第104条の8第1項に規定する証紙代金収納計器をいう。第8項において「収納計器」という。）で表示させることにより、証紙に代えることができる。
- 6 知事は、前項に規定する申告書又は報告書の提出がなかった場合には、納税者に証紙をもって当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日の翌月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。
- 7 [略]
- 8 収納計器の取扱いについては、県税条例第104条の9の規定（同条第3項の規定を除く。）を準用する。

(県税に関する証明等手数料条例の一部改正)

第3条 県税に関する証明等手数料条例(昭和34年宮城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料を徴収しない範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 県税条例第113条の規定により自動車税に係る証明書を 交付する場合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(手数料を徴収しない範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 県税条例第113条の規定により自動車税の種別割に係る 証明書を交付する場合</p> <p>(2) [略]</p>

(県税減免条例の一部改正)

第4条 県税減免条例(昭和35年宮城県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p> <p><u>(自動車税の環境性能割の減免)</u></p>

第7条 次の各号のいずれかに該当する自動車(次条第1号に規定するものを除く。)の取得に対しては、自動車税の環境性能割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。)の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

(2) 専ら身体障害者が運転するための構造又は設備を有する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

(3) 身体障害者等の利用に供するための超低床型バスである自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

(4) 専ら身体障害者等若しくは専ら身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得した自動車(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者

である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）又は専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得した自動車で、県税事務所長が必要と認めるもの（自家用のもの1台に限る。）を取得したときにおける当該自動車の取得

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める金額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める金額の合計額）とする。

(1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する自動車の取得 当該自動車の取得価額のうち同項第1号から第3号までに規定する構造とし、又は設備を設けるために要した費用に相当する額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する金額

(2) 前項第4号に該当する自動車の取得 次に掲げる金額の

うちいずれか少ない金額

ア 当該自動車の取得に対する自動車税の環境性能割の額に相当する金額（当該自動車が前項第1号から第3号までのいずれかに規定する自動車に該当するときは、前号に定める金額を除く。）

イ 250万円に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する金額

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を免除する。

(1) 専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

(2) 日本赤十字社の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

(3) 社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会又は国民

(自動車税の減免)

第7条 自動車税の納税者又は納税義務者が、災害により、その所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によって当該自動車を運行することができなくなったと認められる期間が15日を超えるときは、当該年度における自動車税を減免する。

2 [略]

第7条の2 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この項において「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。)が所有する自動車(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若し

健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が救急自動車又は専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

(自動車税の種別割の減免)

第7条の3 自動車税の種別割の納税者又は納税義務者が、災害により、その所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によって当該自動車を運行することができなくなったと認められる期間が15日を超えるときは、当該年度における自動車税の種別割を減免する。

2 [略]

第7条の4 身体障害者等が所有する自動車(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、専ら当該身体障害者等が運転するもの若しくは専ら当該身体障害者等の通学、通

くは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、専ら当該身体障害者等が運転するもの若しくは専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、県税事務所長が必要と認めるもの(自家用のもの1台に限る。)に対しては、自動車税を減免する。

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(自動車税の賦課期日(県税条例第107条に規定する賦課期日をいう。以下この項、次項及び第8条の2において同じ。)後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって計算した金額)とする。

(1) 自動車税の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に

院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、県税事務所長が必要と認めるもの(自家用のもの1台に限る。)に対しては、自動車税の種別割を減免する。

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(自動車税の種別割の賦課期日(県税条例第107条に規定する賦課期日をいう。以下この項、次項及び第8条の2において同じ。)後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって計算した金額)とする。

(1) 自動車税の種別割の税率が県税条例第105条第1項第1

定める額（当該自動車税の税率が県税条例附則第12条及び第12条の2の規定により読み替えられる場合にあつては、それぞれこれらの規定による読替え後の県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額。次号において同じ。）以下の自動車（第3号及び第4号に規定するものを除く。次号において同じ。） 当該自動車税の税率に相当する金額

(2) 自動車税の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額を超える自動車 同号イ(エ)に定める額に相当する金額

(3) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第12条第1項第1号に規定する初回新規登録を受けた自動車（県税条例附則第12条の2第1項に規定する自家用乗用車等を除く。次号において同じ。）であつて、自動車税の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額（県税条例附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、県税条例附則第12条の2第2項の規定による読替え後の同条第1項第1号エに定める額。次号にお

号イ(エ)に定める額（当該自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条及び第12条の2の規定により読み替えられる場合にあつては、それぞれこれらの規定による読替え後の県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額。次号において同じ。）以下の自動車（第3号及び第4号に規定するものを除く。次号において同じ。） 当該自動車税の種別割の税率に相当する金額

(2) 自動車税の種別割の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額を超える自動車 同号イ(エ)に定める額に相当する金額

(3) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第11条の12第1項に規定する初回新規登録を受けた自動車（県税条例附則第12条の2第1項に規定する自家用乗用車等を除く。次号において同じ。）であつて、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額（県税条例附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、県税条例附則第12条の2第2項の規定による読替え後の同条第1項第1号エに定める額。次

いて同じ。)以下のもの 当該自動車税の税率に相当する金額

- (4) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第12条第1項第1号に規定する初回新規登録を受けた自動車であって、自動車税の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額を超えるもの
同号エに定める額に相当する金額

- 3 賦課期日後に第1項の規定に該当することとなった場合又は第9条第6項に規定する期日後に同項の規定により申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の提出があった月の翌月から前項各号に定める金額を月割をもって計算した金額を減免する。

第8条 地方バス路線維持のための補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「地方バス事業者」という。)が所有する一般乗合用のバスで、地域住民の生活上必要と認めて知事が定めるバス路線(以下「生活路線」という。)の運行の用に供されるもののうち、県税事務局長が指定したものに對

号において同じ。)以下のもの 当該自動車税の種別割の税率に相当する金額

- (4) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第11条の12第1項に規定する初回新規登録を受けた自動車であって、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額を超えるもの
同号エに定める額に相当する金額

- 3 賦課期日後に第1項の規定に該当することとなった場合又は第9条第7項に規定する期日後に同項の規定により申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の提出があった月の翌月から前項各号に定める金額を月割をもって計算した金額を減免する。

第8条 地方バス路線維持のための補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「地方バス事業者」という。)が所有する一般乗合用のバスで、地域住民の生活上必要と認めて知事が定めるバス路線(以下「生活路線」という。)の運行の用に供されるもののうち、県税事務局長が指定したものに對

しては、自動車税を免除する。

2 前項の規定によって自動車税を免除すべき一般乗合用のバスの総数は、免除を受けようとする年度の4月1日現在において当該地方バス事業者が所有する一般乗合用のバスの総数に、当該年度の前年度の補助の対象となった期間(以下「対象期間」という。)における当該地方バス事業者の生活路線の走行キロメートル数を対象期間における当該地方バス事業者の全路線の走行キロメートル数で除した数を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、これを四捨五入して得た数)とする。

第8条の2 中古自動車販売業者(自動車を販売することを業とする者で、古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定による古物営業の許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に掲げる自動車を取り扱う者をいう。以下この条において同じ。)が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車(修理等のため展示できないものを含む。)で、道路運送車両法(昭和

しては、自動車税の種別割を免除する。

2 前項の規定によって自動車税の種別割を免除すべき一般乗合用のバスの総数は、免除を受けようとする年度の4月1日現在において当該地方バス事業者が所有する一般乗合用のバスの総数に、当該年度の前年度の補助の対象となった期間(以下「対象期間」という。)における当該地方バス事業者の生活路線の走行キロメートル数を対象期間における当該地方バス事業者の全路線の走行キロメートル数で除した数を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、これを四捨五入して得た数)とする。

第8条の2 中古自動車販売業者(自動車を販売することを業とする者で、古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定による古物営業の許可を受け、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に掲げる自動車を取り扱う者をいう。以下この条において同じ。)が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車(修理等のため展示できないものを含む。)で、道路運送車両法(昭和

26年法律第185号) 第4条の規定による登録を受け、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの(新規登録に係るものを除く。)に対する自動車税については、当該中古自動車販売業者が次に掲げる要件に該当する場合に限り、当該自動車税の税率の12分の3に相当する額(4月1日以後5月31日以前において納税義務が消滅したことにより月割をもって課する場合にあっては、当該月割額)を減免する。

(1) 自動車税について滞納がないこと及び減免を受けようとする年度の自動車税について納期限までに納付していること。

(2)・(3) [略]

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する自動車(第3号から第11号までに掲げる自動車にあっては、当該各号に掲げる者が所有するものに限る。)に対しては、自動車税を免除する。

(1)～(9) [略]

26年法律第185号) 第4条の規定による登録を受け、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの(新規登録に係るものを除く。)に対する自動車税の種別割については、当該中古自動車販売業者が次に掲げる要件に該当する場合に限り、当該自動車税の種別割の税率の12分の3に相当する額(4月1日以後5月31日以前において納税義務が消滅したことにより月割をもって課する場合にあっては、当該月割額)を減免する。

(1) 自動車税の種別割について滞納がないこと及び減免を受けようとする年度の自動車税の種別割について納期限までに納付していること。

(2)・(3) [略]

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する自動車(第3号から第11号までに掲げる自動車にあっては、当該各号に掲げる者が所有するものに限る。)に対しては、自動車税の種別割を免除する。

(1)～(9) [略]

(10) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車

(11)・(12) [略]

(減免の手続)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 第5条又は第7条の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、災害のやんだ日から60日以内に県税事務所に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 損害の程度（第7条の規定により自動車税の減免を受けようとする場合にあつては、自動車に損傷を受けた場合に限る。）

(10) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会又は国民健康保険法第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車

(11)・(12) [略]

(減免の手続)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 第5条又は第7条の3の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、災害のやんだ日から60日以内に県税事務所に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 損害の程度（第7条の3の規定により自動車税の種別割の減免を受けようとする場合にあつては、自動車に損傷を受けた場合に限る。）

(4) [略]

5 [略]

6 第7条の2第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税のうち普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつ

(4) [略]

5 [略]

6 第7条第1項第1号から第3号までの規定により自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県税条例第104条の6第1項の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号及び車台番号

(3) 自動車の種別、形状、車名及び型式

(4) 自動車の定置場

(5) 構造又は設備の概要及び要した費用

(6) その他知事が必要と認める事項

7 第7条第1項第4号又は第7条の4第1項の規定によりそれぞれ自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の減免を受けようとする者は、自動車税の環境性能割にあつては県税条例第104条の6第1項の規定により自動車税の環境性能割を申

ては県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出するとともに、規則で定める書類及び身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第4号及び第10項において同じ。）を提示しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所（自動車税のうち普通徴収の方法により徴収されるものの減免を受けようとする場合にあつては、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所））並びに減免を受けようとする者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

告納付すべき期限から30日以内に、自動車税の種別割のうち普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出するとともに、規則で定める書類及び身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第4号及び第11項において同じ。）を提示しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所（自動車税の種別割のうち普通徴収の方法により徴収されるものの減免を受けようとする場合にあつては、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所））並びに減免を受けようとする者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)・(3) [略]

(4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件（免許情報記録個人番号カードを提示しようとする場合にあっては、免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第10項において同じ。）に係る記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日、免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件）

(5)・(6) [略]

7 前条第3号から第12号までの規定により自動車税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、自動車を取得した日から30日以内（普通徴収の方法により徴収される自動車税の免除を受けようとする者にあつては、納期限まで）に県税事務所に提

(2)・(3) [略]

(4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件（免許情報記録個人番号カードを提示しようとする場合にあっては、免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第11項において同じ。）に係る記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日、免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件）

(5)・(6) [略]

8 第7条の2又は前条第3号から第12号までの規定によりそれぞれ自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、自動車を取得した日から30日以内（普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割の

出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前条第12号に規定する自動車にあっては、その用途及び構造又は設備の概要

(6) [略]

8 第8条第1項の規定により自動車税の免除を受けようとする地方バス事業者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

9 第8条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

10 県税事務所長は、第6項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、県税

免除を受けようとする者(納期限まで)に県税事務所長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第7条の2第1号又は前条第12号に規定する自動車にあっては、その用途及び構造又は設備の概要

(6) [略]

9 第8条第1項の規定により自動車税の種別割の免除を受けようとする地方バス事業者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

10 第8条の2の規定により自動車税の種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

11 県税事務所長は、第7項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、県税

事務所長が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。

事務所長が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第5条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成13年宮城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の免除)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の定款に定められた目的を達成するための活動の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得（次号に掲げる不動産の取得を除く。）</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(不動産取得税の免除)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の定款に定められた目的を達成するための活動の用 <u>(第5条第1号において「特定非営利活動の用」という。)</u> に供するための不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得（次号に掲げる不動産の取得を除く。）</p> <p>(2) [略]</p>

(自動車税の免除)

第4条 特定非営利活動法人で、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービスを行う者として同法第41条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条第14項の地域密着型サービスを行う者として同法第42条の2第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第1項の介護予防サービスを行う者として同法第53条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを行う者として同法第54条の2第1項本文の指定を受けたもの又は福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る。)を提供するものが所有する自動車のうち当該居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するものに対しては、自動車税を免除する。

第5条 削除

(自動車税の種別割の免除)

第4条 特定非営利活動法人で、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービスを行う者として同法第41条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条第14項の地域密着型サービスを行う者として同法第42条の2第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第1項の介護予防サービスを行う者として同法第53条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを行う者として同法第54条の2第1項本文の指定を受けたもの又は福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る。)を提供するものが所有する自動車のうち当該居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するものに対しては、自動車税の種別割を免除する。

(自動車税の環境性能割の免除)

第5条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を免除する。

(免除の申請)

第6条 [略]

2 [略]

3 第4条の規定により自動車税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、自動車税のうち普通徴収の方法に

(1) 特定非営利活動法人が特定非営利活動の用に供するための自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の登録、同法第60条第1項の規定による車両番号の指定（同法第59条第1項の検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3第1項の車両番号の指定を受けているものに限る。）を無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得（次号に掲げる自動車の取得を除く。）

(2) 特定非営利活動法人が前条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するための自動車を取得した場合における当該自動車の取得

(免除の申請)

第6条 [略]

2 [略]

3 第4条の規定により自動車税の種別割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、自動車税の種別割のうち

より徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては宮城県県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

(1) 名称、主たる事務所の所在地、法人番号（普通徴収の方法により徴収される自動車税の免除を受けようとする場合に限る。）及び代表者の氏名

(2)～(5) [略]

附 則

普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては宮城県県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

(1) 名称、主たる事務所の所在地、法人番号（普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割の免除を受けようとする場合に限る。）及び代表者の氏名

(2)～(5) [略]

4 前条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、宮城県県税条例第93条の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

附 則

1～8 [略]

9～11 [略]

1～8 [略]

(自動車取得税に関する経過措置)

9 第5条の規定は、平成13年4月1日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税から適用する。

10 この条例の規定により新たに自動車取得税を免除されることとなる特定非営利活動法人に係る第6条第4項の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後60日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して60日以内とする。

11～13 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 5 施行日前に宮城県県税条例第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第98条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 7 第2条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 8 第3条の規定による改正後の県税に関する証明等手数料条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 9 第4条の規定による改正後の県税減免条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

- 10 第5条の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 11 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 12 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和7年度宮城県一般会計補正予算

令和7年度宮城県一般会計補正予算

令和7年度宮城県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,783,043千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,092,444,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決処分

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 346,392,000	△ 千円 2,140,000	千円 344,252,000
	1 県 民 税	84,638,000	△ 1,500,000	83,138,000
	2 事 業 税	99,071,000	720,000	99,791,000
	3 地 方 消 費 税	90,090,000	△ 1,010,000	89,080,000
	4 不 動 産 取 得 税	7,592,000	△ 150,000	7,442,000
	5 県 た ば こ 税	2,896,000	△ 10,000	2,886,000
	7 軽 油 引 取 税	22,374,000	△ 60,000	22,314,000
	8 自 動 車 税	34,556,000	△ 130,000	34,426,000
2 地方消費税清算金		131,057,000	△ 20,000	131,037,000
	1 地方消費税清算金	131,057,000	△ 20,000	131,037,000
3 地方譲与税		53,823,000	△ 40,000	53,783,000
	1 特別法人事業譲与税	51,286,000	60,000	51,346,000
	2 地方揮発油譲与税	1,966,000	△ 60,000	1,906,000
	3 石油ガス譲与税	63,000	△ 10,000	53,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 自動車重量譲与税	千円 376,000	△ 10,000	千円 366,000
	6 森林環境譲与税	120,000	△ 10,000	110,000
	7 航空機燃料譲与税	12,000	△ 10,000	2,000
5 地方交付税		171,285,761	1,035,657	172,321,418
	1 地方交付税	171,285,761	1,035,657	172,321,418
6 交通安全対策金 特別交付金		308,000	△ 5,295	302,705
	1 交通安全対策金 特別交付金	308,000	△ 5,295	302,705
9 国庫支出金		135,244,128	△ 2,334,759	132,909,369
	1 国庫負担金	51,820,182	△ 1,681,174	50,139,008
	2 国庫補助金	76,989,590	△ 653,585	76,336,005
12 繰入金		40,076,697	△ 1,359,265	38,717,432
	1 基金繰入金	39,263,261	△ 1,359,265	37,903,996
14 諸収入		123,083,493	△ 129,481	122,954,012
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	218,548	50,000	268,548
	5 収益事業収入	2,998,919	△ 182,704	2,816,215

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 雑 入	千円 7,939,441	千円 3,223	千円 7,942,664
15 県 債		73,467,700	△ 789,900	72,677,800
	1 県 債	73,467,700	△ 789,900	72,677,800
歳 入 合 計		1,098,227,494	△ 5,783,043	1,092,444,451

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		72,612,666 ^{千円}	△ 518,000 ^{千円}	72,094,666 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	25,897,873	△ 260,000	25,637,873
	3 徴 税 費	13,618,215	△ 258,000	13,360,215
	6 防 災 費	5,568,713	0	5,568,713
3 民 生 費		161,777,415	△ 179,000	161,598,415
	1 社 会 福 祉 費	115,160,079	△ 128,000	115,032,079
	2 児 童 福 祉 費	40,900,623	△ 51,000	40,849,623
4 衛 生 費		50,042,543	△ 190,000	49,852,543
	1 公 衆 衛 生 費	5,964,258	△ 190,000	5,774,258
6 農 林 水 産 業 費		55,065,778	△ 399,825	54,665,953
	2 畜 産 業 費	4,498,308	△ 341,550	4,156,758
	4 林 業 費	6,593,822	△ 58,275	6,535,547
7 商 工 費		134,562,924	△ 119,000	134,443,924
	2 工 鉱 業 費	13,259,399	0	13,259,399
	4 観 光 費	2,062,860	△ 119,000	1,943,860

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 82,899,564	千円 0	千円 82,899,564
	4 港湾費	3,819,638	0	3,819,638
10 教育費		186,546,490	△ 103,000	186,443,490
	4 高等学校費	51,180,352	△ 53,000	51,127,352
	7 特別支援学校費	22,013,062	△ 50,000	21,963,062
11 災害復旧費		4,641,343	△ 2,374,218	2,267,125
	1 農林水産施設 災害復旧費	1,162,603	△ 1,054,552	108,051
	2 土木施設災害復旧費	3,478,740	△ 1,319,666	2,159,074
13 諸支出金		175,261,050	△ 1,145,000	174,116,050
	4 配当割交付金	2,128,000	△ 220,000	1,908,000
	5 株式等譲渡所 得割交付金	3,713,000	△ 685,000	3,028,000
	7 法人事業税交付金	6,700,000	△ 124,000	6,576,000
	11 環境性能割交付金	1,409,000	△ 116,000	1,293,000
14 予備費		1,000,000	△ 755,000	245,000
	1 予備費	1,000,000	△ 755,000	245,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		千円 1,098,227,494	千円 △ 5,783,043	千円 1,092,444,451

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業	千円 2,759,100	千円 1,617,500
合		計	107,105,649	105,964,049

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	千円 3,818,600	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする（他の地方公共団体との共同発行を含む）。 ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるため必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。	千円 3,831,800	補正前と同じ。	補正前と同じ。	補正前と同じ。
民生債	764,900				764,900			
衛生債	1,379,900				1,379,900			
労働債	3,305,100				3,305,100			
農林水産業債	6,705,300				6,683,800			
商工債	342,000				342,000			
土木債	30,471,200				30,471,200			
国直轄事業債	10,205,300				10,212,600			
警察債	3,459,400				3,459,400			
教育債	11,328,800				11,328,800			
災害復旧債	1,687,200				898,300			
計	73,467,700							

令和7年度宮城県繰越明許費繰越計算書

令和7年度宮城県繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				主管課名			
								既収入特定財源		未収入特定財源			一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他				
2 総務費	1 総務管理費	職員宿舎管理事業	245,272,000	155,795,453	89,476,547	137,300,000	47,519,508		繰入金 33,713,902		県債 12,700,000	1,105,606	職員厚生課		
		庁舎管理事業	1,301,691,000	925,039,470	376,651,530	580,800,000	324,555,000		繰入金 204,943,161		諸収入 119,611,839		職員厚生課 管財課		
		総合研修センター整備事業	177,270,000	137,881,721	39,388,279	38,800,000	37,879,409		繰入金 19,932,146		諸収入 17,947,263		人事課		
		企業会計補助金事業	1,164,813,000	1,164,012,983	800,017	1,200,000	800,017					800,017	財政課		
		企業会計出資金事業	313,600,000	36,655,216	276,944,784	277,000,000	276,944,784		繰入金 202,244,784		県債 74,700,000		800,017	財政課	
	2 企画費	行政情報化推進対策事業	38,390,000	25,190,000	13,200,000	13,200,000	13,200,000						13,200,000	デジタル みやぎ推進課	
		市町村振興総合支援事業	681,710,000	671,691,000	10,019,000	10,100,000	10,019,000						10,019,000	地域振興課	
		移住・定住推進事業	251,029,000	0	251,029,000	251,029,000	251,029,000				163,407,000		87,622,000	地域振興課	
		生活交通対策事業	70,000,000	0	70,000,000	70,000,000	70,000,000				70,000,000			地域交通 政策課	
		地方交通線対策事業	302,748,000	293,948,000	8,800,000	8,800,000	8,725,000				県債 8,700,000		25,000	地域交通 政策課	
		3 徴税費	庁舎管理事業	86,240,000	84,497,000	1,743,000	51,200,000	0							税務課
		5 選挙費	選挙執行事業	22,582,000	10,195,000	12,387,000	16,187,000	3,300,000						3,300,000	市町村課
	市町村等交付金事業		2,153,258,000	1,489,002,000	664,256,000	1,833,313,000	28,600,000	20,000,000					8,600,000	市町村課	
	6 防災費	総合防災情報システム整備 事業	129,681,000	98,575,000	31,106,000	30,000,000	29,975,000				県債 26,900,000		3,075,000	防災推進課	
		防災航空機管理事業	452,409,000	445,595,000	6,814,000	6,900,000	6,814,000						6,814,000	消防課	
		災害対策事業	42,110,000	7,635,000	34,475,000	34,300,000	34,200,000				17,100,000		17,100,000	防災推進課	
		防災行政無線設備整備事業	2,136,852,000	194,123,000	1,942,729,000	1,939,000,000	1,939,000,000				県債 1,939,000,000			防災推進課	
		消防学校管理事業	143,648,000	143,648,000	0	23,500,000	0								消防課
		LPGガス料金負担軽減支援 事業	1,517,500,000	1,430,500,000	87,000,000	1,028,000,000	25,000,000				5,000,000		20,000,000	消防課	

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名	
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他			
3 民生費	10 生活環境費	民間非営利活動プラザ管理事業	38,604,000	38,604,000	0	1,735,000	0						共同参画 社会推進課	
		県民会館管理事業	167,063,000	154,691,000	12,372,000	12,372,000	12,372,000			12,372,000			消費生活・ 文化課	
		県民会館施設整備事業	4,675,000	3,674,000	1,001,000	4,675,000	0							消費生活・ 文化課
		慶長使節船ミュージアム管理事業	141,546,000	141,546,000	0	3,259,000	0							消費生活・ 文化課
		県民会館・NPOプラザ複 合施設整備事業	1,201,329,000	1,195,177,000	6,152,000	672,100,000	6,152,000					6,152,000		消費生活・ 文化課
		サンクチュアリセンター管 理事業	35,421,000	33,921,652	1,499,348	1,422,000	1,421,000				1,421,000			自然保護課
		鳥獣保護事業	1,542,016,000	306,186,037	1,235,829,963	1,248,400,000	1,037,367,000		繰入金 104,502,000	826,435,000		106,430,000		自然保護課
		クレー射撃場管理事業	74,006,000	65,891,411	8,114,589	920,000	920,000			920,000				自然保護課
		蔵王野鳥の森自然観察セン ター管理事業	36,380,000	29,180,094	7,199,906	6,900,000	4,645,000		繰入金 3,500,000	1,145,000				自然保護課
		環境放射能測定事業	19,932,000	0	19,932,000	19,932,000	19,932,000			19,932,000				原子力安全 対策課
	1 社会福祉費	緊急時安全対策事業	504,820,000	151,123,000	353,697,000	353,700,000	353,697,000			353,697,000				原子力安全 対策課
		男女共同参画行政推進事業	59,870,000	0	59,870,000	59,870,000	59,870,000		繰入金 29,935,000	29,935,000				共同参画 社会推進課
		低所得世帯支援事業	625,000,000	21,553,000	603,447,000	625,000,000	213,716,000			213,716,000				社会福祉課
		障害者福祉推進事業	968,000,000	0	968,000,000	968,000,000	968,000,000			968,000,000				障害福祉課
		障害者就労促進事業	9,996,000	0	9,996,000	9,996,000	9,996,000				9,996,000			障害福祉課
		視覚障害者情報センター管 理事業	63,311,000	60,272,000	3,039,000	3,039,000	3,039,000			3,039,000				障害福祉課
		障害者福祉センター管理事 業	51,102,000	48,860,000	2,242,000	2,242,000	2,242,000			2,242,000				障害福祉課
		障害者総合体育センター管 理事業	30,586,000	29,296,000	1,290,000	1,290,000	1,290,000			1,290,000				障害福祉課
		コスモスハウス管理事業	64,825,000	64,646,000	179,000	179,000	179,000			179,000				子ども・ 家庭支援課

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
4 衛生費	2 児童福祉費	介護保険制度運営事業	4,267,279,000	0	4,267,279,000	4,267,279,000	4,255,210,000			4,150,352,000		104,858,000	長寿社会 政策課
		老人福祉施設整備事業	473,853,000	60,371,000	413,482,000	473,853,000	412,198,000			275,172,000	県債 136,900,000	126,000	長寿社会 政策課
		障害者支援施設整備事業	787,885,000	311,349,000	476,536,000	476,600,000	117,763,165		繰入金 39,348,165		県債 63,400,000	15,015,000	障害福祉課
		社会福祉施設整備事業	14,926,000	0	14,926,000	14,926,000	14,908,300			4,508,000	県債 9,300,000	1,100,300	子ども・ 家庭支援課
		地域医療介護総合確保事業	574,886,000	217,396,000	357,490,000	574,886,000	351,334,000		繰入金 351,334,000				長寿社会 政策課
		普通財産管理事業	6,510,000	1,135,000	5,375,000	5,400,000	5,375,000					5,375,000	障害福祉課
		健全育成対策事業	18,000,000	3,067,000	14,933,000	18,000,000	5,511,000			5,511,000			子ども・ 家庭支援課
		児童福祉施設整備事業	292,529,000	227,790,661	64,738,339	62,000,000	41,400,510		繰入金 41,400,510				子ども・ 家庭支援課
		子育て支援拠点施設整備事業	126,264,000	0	126,264,000	126,264,000	126,264,000				県債 101,000,000	25,264,000	子育て社会 推進課
		母子福祉推進事業	96,000,000	3,189,000	92,811,000	96,000,000	67,669,000			67,669,000			子ども・ 家庭支援課
	母子・父子福祉センター管理事業	30,091,000	25,561,869	4,529,131	6,400,000	0						子ども・ 家庭支援課	
	2 環境衛生費	産業廃棄物処理対策事業	500,444,000	205,000	500,239,000	500,000,000	500,000,000		繰入金 125,000,000		県債 281,200,000	93,800,000	廃棄物 対策課
		廃棄物対策推進事業	96,707,000	19,484,000	77,223,000	69,000,000	68,902,000		繰入金 32,200,000	36,702,000			循環型社会 推進課
		循環型社会形成推進事業	71,032,000	38,784,000	32,248,000	38,700,000	30,000,000		繰入金 30,000,000				廃棄物 対策課
		みやぎ地球温暖化対策地域 推進事業	473,370,000	191,370,000	282,000,000	266,900,000	244,253,000		繰入金 12,362,000	219,741,000		12,150,000	循環型社会 推進課
	3 公害対策費	再生可能エネルギー等設備 導入支援事業	343,968,000	300,041,000	43,927,000	48,300,000	23,781,000				繰入金 23,781,000		環境政策課
		4 保健所費	保健所整備事業	65,691,000	31,279,000	34,412,000	34,500,000	34,412,000				県債 31,000,000	3,412,000

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名		
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源			
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他				
5 労働費	5 医薬費	旧高等看護学校管理事業	272,069,000	13,795,949	258,273,051	272,069,000	258,273,051				県債 232,400,000	25,873,051	医療政策課		
		保健環境センター管理事業	237,183,000	237,183,000	0	127,100,000	0							環境対策課	
		こども病院貸付金事業	345,400,000	148,800,000	196,600,000	193,500,000	193,500,000				県債 193,500,000			医療政策課	
		医療施設等整備事業	822,452,000	2,544,630	819,907,370	822,452,000	819,831,000			819,831,000				医療政策課	
		地域医療介護総合確保事業	92,000,000	70,000,000	22,000,000	92,000,000	22,000,000			繰入金 22,000,000				医療政策課	
		薬事関係指導試験事業	199,537,000	21,634,066	177,902,934	199,537,000	177,800,000				177,800,000			薬務課	
		麻薬対策事業	4,853,000	4,853,000	0	900,000	0							薬務課	
5 労働費	1 労政費	労使関係安定促進事業	34,150,000	0	34,150,000	34,150,000	34,150,000			繰入金 3,080,000	17,074,000	13,996,000	雇用対策課		
		2 職業訓練費	職業訓練施設整備事業	91,670,000	7,515,000	84,155,000	84,200,000	84,155,000					84,155,000	産業人材 対策課	
			県立高等技術専門校再編整備推進事業	4,577,410,000	2,367,628,723	2,209,781,277	2,265,300,000	2,180,607,000			繰入金 238,376,000	25,317,000	14,000	14,000	産業人材 対策課
		3 雇用対策費	人材確保対策事業	133,029,000	0	133,029,000	133,029,000	133,029,000				69,519,000	48,596,000	48,596,000	雇用対策課
			障害者雇用対策事業	38,174,000	0	38,174,000	38,174,000	38,174,000				19,087,000	19,087,000	19,087,000	雇用対策課
6 農林水産業費	1 農業費	食農連携推進事業	6,168,000	0	6,168,000	6,168,000	6,168,000				3,084,000	3,084,000	3,084,000	みやぎ米 推進課	
		地域資源活用事業	13,742,000	0	13,742,000	13,742,000	13,742,000				6,871,000	6,871,000	6,871,000	農山漁村 なりわい課	
		農業経営基盤強化促進事業	600,000,000	0	600,000,000	600,000,000	7,717,000				7,717,000			農業振興課	
		鳥獣害防止対策事業	49,333,000	18,560,150	30,772,850	43,400,000	10,201,000				8,161,000	2,040,000	2,040,000	農山漁村 なりわい課	
		農業生産体制強化総合推進 対策事業	342,255,000	0	342,255,000	342,255,000	211,555,000				211,555,000			みやぎ米 推進課	
		みやぎの強い園芸特産地 づくり事業	11,734,000	0	11,734,000	11,734,000	11,734,000				5,867,000	5,867,000	5,867,000	園芸推進課	
		農業改良普及活動特別事業	3,684,000	0	3,684,000	3,684,000	3,684,000				1,842,000	1,842,000	1,842,000	農業振興課	

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
		農業大学校整備事業	163,893,000	115,250,000	48,643,000	48,700,000	48,642,400				県債 36,400,000	12,242,400	農業振興課
		農業試験研究施設整備事業	119,964,000	98,807,100	21,156,900	29,500,000	16,425,000				県債 12,300,000	4,125,000	農業振興課
	2 畜産業費	公共育成牧場対策事業	156,604,000	149,348,695	7,255,305	3,203,000	3,183,161			3,183,161			畜産課
		自給飼料生産対策事業	39,000,000	0	39,000,000	39,000,000	39,000,000			39,000,000			畜産課
		畜産振興総合対策推進事業	1,828,012,000	617,355,118	1,210,656,882	1,348,900,000	1,204,238,685			454,864,685	諸収入 15,000 県債 2,000,000	747,359,000	畜産課
		生乳流通改善対策事業	18,400,000	10,645,192	7,754,808	18,400,000	7,754,808			7,754,808			畜産課
		家畜保健衛生所整備事業	184,934,000	101,898,543	83,035,457	78,200,000	78,109,610				県債 73,000,000	5,109,610	畜産課
	3 農地費	栗駒ダム管理事業	11,047,000	11,047,000	0	2,600,000	0						農村整備課
		障害防止対策事業	902,999,000	605,270,714	297,728,286	342,300,000	293,423,200			293,423,200			農村整備課
		県営溜池等整備事業	2,378,990,000	970,276,871	1,408,713,129	2,146,200,000	1,399,557,750		負担金 93,355,000 諸収入 3,584,900	822,582,000	県債 449,100,000	30,935,850	農村振興課
		農地整備事業	10,403,975,000	2,156,616,801	8,247,358,199	9,072,000,000	8,201,549,800		分担金 727,690,000 負担金 788,300,000	4,199,165,000	県債 2,254,500,000	231,894,800	農村整備課
		県営農道整備事業	213,354,000	12,884,409	200,469,591	200,600,000	200,298,000		負担金 15,078,000	97,823,000	負担金 11,008,000 県債 72,100,000	4,289,000	農山漁村 なりわい課
		農村総合整備事業	17,563,000	12,023,000	5,540,000	16,000,000	5,540,000			4,269,000	県債 1,100,000	171,000	農山漁村 なりわい課
		農業水利施設整備事業	1,259,307,000	860,578,216	398,728,784	591,500,000	396,456,000		分担金 12,103,000 負担金 28,867,000	193,122,000	県債 91,700,000	70,572,000	農山漁村 なりわい課 農村整備課

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
								諸収入 92,000		82,246,000		879,000	農山漁村 なりわい課
		農村整備事業	197,935,000	114,251,623	83,683,377	91,300,000	83,125,000						農村整備課
		土地改良区体制強化事業	252,000,000	252,000,000	0	20,000,000	0						
		基盤整備調査計画事業	190,642,000	120,229,100	70,412,900	82,400,000	70,347,400	諸収入 857,000		68,515,000		975,400	農村振興課
4	林業費	林業普及指導事業	89,107,000	69,107,000	20,000,000	20,000,000	19,800,000	繰入金 19,800,000					林業振興課
		木材産業振興事業	424,912,000	282,506,745	142,405,255	265,500,000	127,069,600		83,680,000	繰入金 36,389,600	7,000,000		林業振興課
		林業労働力対策事業	15,585,000	0	15,585,000	15,585,000	15,585,000		7,785,000	諸収入 15,000	7,785,000		林業振興課
		県民の森管理事業	121,268,000	105,687,823	15,580,177	21,700,000	1,678,000		1,678,000				自然保護課
		昭和万葉の森管理事業	15,338,000	14,602,860	735,140	665,000	665,000		665,000				自然保護課
		こもれびの森管理事業	10,726,000	10,249,942	476,058	389,000	389,000		389,000				自然保護課
		特用林産振興対策事業	151,949,000	112,702,000	39,247,000	39,300,000	27,670,000		27,670,000				林業振興課
		松くい虫被害等総合対策事業	254,043,000	232,185,710	21,857,290	85,400,000	16,918,342			繰入金 11,481,000	5,437,342		森林整備課
		森林育成事業	1,126,540,000	593,419,712	533,120,288	931,900,000	515,308,355	繰入金 40,679,955	355,998,894	繰入金 25,693,000	9,136,506		林業振興課
		森林管理道整備事業	510,761,000	244,848,698	265,912,302	279,900,000	263,359,127		155,051,000	県債 83,800,000	7,696,127		森林整備課
		山地治山事業	564,705,000	357,591,469	207,113,531	426,500,000	206,656,000		100,976,000	負担金 16,512,000			森林整備課
		防災林造成事業	70,350,000	61,207,400	9,142,600	11,800,000	9,085,000		4,542,000	県債 84,100,000	543,000		森林整備課
		保安林整備事業	49,857,000	27,882,200	21,974,800	29,300,000	21,927,000		10,961,000	県債 99,900,000	1,266,000		森林整備課
										県債 4,000,000			
										県債 9,700,000			

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
		県単治山事業	240,520,000	103,493,907	137,026,093	170,700,000	137,025,893				繰入金 10,243,000	1,382,893	森林整備課
	5 水産業費	水産試験研究施設整備事業	179,870,000	145,266,424	34,603,576	48,800,000	31,327,000		繰入金 26,945,000		県債 125,400,000	482,000	水産業課
		漁業指導調査船管理事業	73,485,000	70,909,907	2,575,093	50,300,000	0				県債 3,900,000		水産業課
		漁業後継者育成事業	111,597,000	1,138,315	110,458,685	106,900,000	103,091,000			68,727,000		34,364,000	水産業課
		水産物流通対策事業	1,319,911,000	44,389,957	1,275,521,043	1,287,300,000	1,259,911,000		繰入金 21,200,000	1,235,504,000		3,207,000	水産業課
		水産業振興対策事業	347,008,000	200,504,000	146,504,000	252,800,000	115,275,000		繰入金 81,000	15,000,000	繰入金 100,000,000	194,000	水産業基盤整備課
		水産公害対策事業	19,696,000	16,951,000	2,745,000	3,000,000	1,887,000					1,887,000	水産業基盤整備課
		さけ・ます増殖振興事業	7,130,000	0	7,130,000	7,130,000	7,130,000			7,130,000			水産業基盤整備課
		沿岸漁業調整対策推進事業	100,000,000	65,189,545	34,810,455	70,300,000	8,606,000		繰入金 8,606,000				水産業課
		漁港管理事業	151,259,000	138,405,000	12,854,000	5,900,000	5,053,000			4,103,000		950,000	水産業基盤整備課
		特定漁港漁場整備事業	1,569,900,000	300,270,380	1,269,629,620	1,277,200,000	1,269,629,620		負担金 171,256,000	753,139,000	県債 331,100,000	14,134,620	水産業基盤整備課
		地域水産物供給基盤整備事業	70,000,000	70,000,000	0	41,900,000	0						水産業基盤整備課
		漁村再生交付金事業	222,000,000	53,397,800	168,602,200	181,400,000	168,602,200		負担金 7,243,000	144,464,000	県債 15,200,000	1,695,200	水産業基盤整備課
		海岸保全施設整備事業	376,494,000	111,440,108	265,053,892	320,700,000	265,053,892			132,527,000	県債 119,200,000	13,326,892	水産業基盤整備課
		漁港改良事業	471,599,000	260,403,723	211,195,277	296,500,000	211,195,277				県債 59,400,000	151,795,277	水産業基盤整備課
		漁港施設機能保全事業	2,188,343,000	476,799,200	1,711,543,800	1,930,200,000	1,711,543,800		負担金 186,809,000	1,016,704,000	県債 501,600,000	6,430,800	水産業基盤整備課
		水産資源環境整備事業	228,935,000	79,629,837	149,305,163	167,800,000	148,175,700		負担金 4,161,000	126,922,000	県債 15,300,000	1,792,700	水産業基盤整備課
		漁港施設機能増進事業	54,700,000	0	54,700,000	54,700,000	54,700,000		負担金 6,000,000	33,500,000	県債 15,200,000		水産業基盤整備課

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名	
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他			
7 商工費	1 商業費	水産業強化対策整備事業	12,000,000	0	12,000,000	12,000,000	12,000,000			12,000,000			水産業基盤整備課	
		みやぎグローバルビジネス総合支援事業	274,688,000	49,166,000	225,522,000	218,600,000	218,169,000			119,060,000	繰入金 84,824,000 県債 8,700,000	5,585,000	国際政策課	
		運輸事業振興対策事業	1,727,000,000	153,985,200	1,573,014,800	1,727,000,000	1,573,014,800			1,573,014,800			商工金融課	
		産業人材育成事業	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000			5,000,000		5,000,000	産業人材対策課	
		貿易促進事業	46,113,000	0	46,113,000	46,113,000	46,113,000			23,056,000	繰入金 8,927,000	14,130,000	国際政策課	
		みやぎ産業交流センター整備事業	817,496,000	530,845,000	286,651,000	335,800,000	236,132,000				県債 212,500,000	23,632,000	国際政策課	
	2 工鉦業費	国際経済交流推進事業	21,824,000	0	21,824,000	21,824,000	21,824,000			10,912,000		10,912,000	国際政策課	
		販路拡張事業	29,486,000	0	29,486,000	29,486,000	29,486,000			14,743,000		14,743,000	食産業振興課	
		地場産業振興対策事業	197,098,000	159,722,000	37,376,000	147,100,000	37,376,000		繰入金 6,075,000	23,827,000		7,474,000	食産業振興課	
		小規模事業経営支援事業	15,300,000	0	15,300,000	15,300,000	15,300,000			7,650,000	繰入金 7,650,000		商工金融課	
		商工振興センター整備事業	9,664,000	9,664,000	0	9,664,000	0						商工金融課	
		中小企業等再起支援事業	1,301,084,000	1,084,000	1,300,000,000	1,300,000,000	1,300,000,000			1,300,000,000			商工金融課	
		中小企業経営資源強化対策事業	863,148,000	44,382,000	818,766,000	813,200,000	813,148,000			789,624,000		23,524,000	新産業振興課	
		中小企業連携組織対策事業	18,000,000	0	18,000,000	18,000,000	18,000,000			18,000,000			商工金融課	
		工業立地促進事業	103,385,000	30,265,200	73,119,800	70,100,000	70,043,000				繰入金 70,043,000			産業立地推進課
		産業技術総合センター管理事業	542,912,000	462,922,470	79,989,530	70,600,000	70,567,133				県債 63,500,000	7,067,133	新産業振興課	

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名	
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他			
8 土木費	4 観光費	新成長産業創造支援事業	156,000,000	0	156,000,000	156,000,000	156,000,000			153,000,000		3,000,000	新産業課	
		観光客誘致対策事業	346,501,000	78,606,485	267,894,515	266,100,000	266,033,000	繰入金 79,917,000		163,016,000		23,100,000	観光戦略課	
		公園施設管理事業	237,007,000	225,496,924	11,510,076	955,000	955,000			955,000			観光戦略課	
		公園施設整備事業	200,997,000	60,726,520	140,270,480	138,300,000	127,156,280	繰入金 6,000,000		67,136,000	県債 50,800,000	3,220,280	観光戦略課	
	1 土木管理費	庁舎管理事業	105,375,000	50,571,500	54,803,500	55,600,000	54,762,500				県債 41,500,000	13,262,500	土木総務課	
		ダム堰堤改良事業	1,695,526,000	66,700,000	1,628,826,000	1,628,900,000	1,628,826,000	負担金 308,336,000		485,176,000	県債 751,900,000	74,000	河川課	
		ダム修繕事業	60,275,000	34,421,900	25,853,100	31,800,000	25,852,700	繰入金 83,340,000				23,306,179	河川課	
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう管理事業	211,009,000	164,982,262	46,026,738	76,000,000	43,116,618	負担金 2,546,521					43,116,618	道路課
		道路維持清掃事業	3,978,981,000	3,256,303,457	722,677,543	2,400,700,000	722,677,543				県債 679,500,000	43,177,543	道路課	
		交通安全施設整備事業	800,836,000	661,909,220	138,926,780	317,100,000	138,865,382				県債 124,900,000	13,965,382	道路課	
		道路改築事業	16,043,241,000	4,455,588,136	11,587,652,864	13,399,700,000	11,548,983,410			6,134,045,000	諸収入 887,925,548	151,812,862	道路課	
		道路改良事業	2,817,895,000	1,463,892,545	1,354,002,455	2,131,300,000	1,353,760,583			30,000,000	県債 4,375,200,000	102,860,583	道路課	
		道路橋りょう受託事業	322,875,000	317,128,540	5,746,460	282,000,000	0				県債 1,220,900,000			道路課
		道路防災対策事業	637,000,000	430,657,141	206,342,859	504,300,000	206,318,716				県債 206,300,000	18,716	道路課	
	3 河川海岸費	水閘門管理事業	269,325,000	159,576,661	109,748,339	183,000,000	109,386,847				県債 90,000,000	19,386,847	河川課	
		河川海岸調査事業	118,653,000	26,584,020	92,068,980	110,800,000	92,068,980					92,068,980	河川課	
		広域河川改修事業	5,161,339,000	452,299,511	4,709,039,489	5,073,600,000	4,672,156,489			2,264,899,000	諸収入 32,000,000	15,857,489	河川課	

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
		河川局部改良事業	3,798,748,000	1,654,825,216	2,143,922,784	3,121,300,000	2,143,682,754			404,099,000	県債 2,359,400,000	38,583,754	河川課
		河川等災害関連事業	1,167,992,000	63,232,188	1,104,759,812	1,113,400,000	1,104,759,812			548,817,406	県債 1,701,000,000	9,342,406	防災砂防課
		河川管理事業	2,728,050,000	2,244,428,134	483,621,866	1,621,500,000	482,296,229				県債 546,600,000	57,096,229	河川課
		川内沢ダム建設事業	1,340,000,000	174,717,434	1,165,282,566	1,312,200,000	1,165,146,200			581,781,000	県債 425,200,000	28,165,200	河川課
		海岸局部改良事業	425,649,000	176,891,531	248,757,469	312,800,000	237,594,000			12,978,000	県債 555,200,000	46,116,000	河川課
		海岸管理事業	89,300,000	68,733,000	20,567,000	76,700,000	19,640,000			13,748,000	県債 178,500,000	5,892,000	河川課
		海岸保全事業	261,000,000	120,839,300	140,160,700	170,200,000	140,100,500			68,273,000	県債 67,100,000	4,727,500	河川課
		砂防等調査事業	116,280,000	7,765,380	108,514,620	116,280,000	108,514,620			35,413,000		73,101,620	防災砂防課
		通常砂防事業	2,352,090,000	34,066,999	2,318,023,001	2,325,300,000	2,318,023,001			1,138,708,000	県債 1,166,800,000	12,515,001	防災砂防課
		地すべり対策事業	23,280,000	19,891,900	3,388,100	9,700,000	3,388,100					3,388,100	防災砂防課
		急傾斜地崩壊対策事業	1,070,251,000	323,944,303	746,306,697	844,600,000	746,306,697			216,087,000	負担金 56,590,000	71,929,697	防災砂防課
		防災砂防事業	141,080,000	33,957,400	107,122,600	134,400,000	107,122,600				県債 401,700,000	22,600	防災砂防課
		火山砂防事業	1,981,500,000	159,363,700	1,822,136,300	1,913,100,000	1,822,136,300			984,597,000	県債 107,100,000	19,839,300	防災砂防課
		砂防施設維持補修事業	1,192,554,000	307,080,159	885,473,841	930,800,000	879,116,641			285,866,000	県債 817,700,000	104,650,641	防災砂防課
4	港湾費	港湾局部改良事業	506,411,000	316,051,349	190,359,651	240,000,000	189,992,400				県債 488,600,000	78,692,400	港湾課
		港湾浚渫事業	136,500,000	133,000,000	3,500,000	9,800,000	3,400,000				県債 111,300,000	400,000	港湾課
		廃棄物処理事業	525,000,000	392,900,000	132,100,000	151,400,000	131,900,000			38,673,480	県債 3,000,000	9,326,520	港湾課
											県債 83,900,000		

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
9 警察費	5 都市計画費	港湾計画調査事業	77,291,000	59,137,612	18,153,388	18,500,000	18,153,388					18,153,388	港湾課
		港湾施設災害関連事業	8,190,000	700,000	7,490,000	8,190,000	7,490,000			3,572,750	県債 3,500,000	417,250	港湾課
		港湾施設改良費補助事業	105,000,000	38,300,000	66,700,000	66,300,000	66,300,000			26,287,920	県債 36,000,000	4,012,080	港湾課
		街路事業	2,444,479,000	393,398,596	2,051,080,404	2,362,800,000	2,035,241,933			1,094,708,000	負担金 199,562,000	41,571,933	都市計画課
		都市公園整備事業	1,755,771,000	424,511,034	1,331,259,966	1,410,000,000	1,331,015,300			448,394,000	県債 699,400,000 799,400,000	83,221,300	都市環境課
	6 住宅費	住宅管理事業	140,712,000	105,546,264	35,165,736	6,100,000	1,205,374			160,000		1,045,374	住宅課
		木造住宅等震災対策事業	33,866,000	31,490,000	2,376,000	2,400,000	272,500					272,500	建築宅地課
		盛土規制事業	14,000,000	0	14,000,000	14,000,000	14,000,000			7,000,000		7,000,000	建築宅地課
		公営住宅整備事業	988,823,000	397,002,000	591,821,000	813,200,000	591,756,152		繰入金 5,912,000	217,864,000	県債 365,900,000	2,080,152	住宅課
		警察施設整備事業	3,856,272,000	2,595,785,174	1,260,486,826	1,429,200,000	1,107,703,000		財産収入 14,444,000		県債 826,900,000	210,215,000	警察本部 会計課
2 警察活動費	交通安全施設整備事業	3,321,856,000	2,787,706,368	534,149,632	600,100,000	439,934,000				県債 332,000,000	107,934,000	警察本部 会計課	
10 教育費	1 教育総務費	教職員宿舍管理事業	87,209,000	29,100,768	58,108,232	54,200,000	53,913,187				県債 48,500,000	5,413,187	福利課
		学力向上対策事業	2,980,000	0	2,980,000	2,980,000	2,980,000			1,490,000	繰入金 1,172,000	318,000	高校教育課
		学校情報化推進事業	613,777,000	337,993,000	275,784,000	240,000,000	240,000,000			240,000,000			総務課
	4 高等学校費	高等学校建設事業	8,392,946,000	4,125,972,265	4,266,973,735	4,576,500,000	4,066,273,542			120,907,000	県債 3,447,300,000	498,066,542	施設整備課
	7 特別支援 学校費	特別支援学校建設事業	2,736,072,000	2,215,394,079	520,677,921	598,600,000	492,145,821			130,918,000	県債 285,600,000	75,627,821	特別支援 教育課 施設整備課

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名	
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他			
11 災害復旧費	9 社会教育費	文化財保護事業	15,394,000	8,902,000	6,492,000	6,500,000	6,492,000		繰入金 1,299,000			5,193,000	文化財課	
		社会教育施設整備事業	287,632,000	147,758,982	139,873,018	213,200,000	109,920,000		繰入金 301,000		県債 76,400,000	33,219,000	生涯学習課	
		婦人会館管理事業	14,237,000	13,675,000	562,000	562,000	562,000				562,000		生涯学習課	
		美術館管理事業	2,625,381,000	2,508,274,747	117,106,253	178,600,000	99,881,000		繰入金 99,881,000					生涯学習課
	10 保健体育費	スポーツ施設管理事業	12,030,000	0	12,030,000	12,030,000	6,357,912				6,357,912			スポーツ 振興課
		スポーツ施設整備事業	882,137,000	499,660,313	382,476,687	403,200,000	250,307,418		繰入金 158,807,418		県債 91,500,000			スポーツ 振興課
	1 農林水産施設 災害復旧費	林道施設災害復旧事業	35,831,000	8,233,000	27,598,000	35,831,000	27,578,000				26,647,000	県債 800,000	131,000	森林整備課
		治山施設災害復旧事業	41,389,000	14,930,000	26,459,000	40,800,000	26,459,000				17,408,000	県債 9,000,000	51,000	森林整備課
		河川等災害復旧事業	2,126,627,000	802,074,648	1,324,552,352	1,617,500,000	1,322,058,449				775,656,986	県債 432,400,000	114,001,463	防災砂防課
		都市施設災害復旧事業	8,240,000	0	8,240,000	8,000,000	7,593,000				5,064,000	県債 2,500,000	29,000	都市環境課
一般会計合計			150,095,630,000	61,565,519,664	88,530,110,336	105,964,049,000	84,626,473,175	20,000,000	4,479,582,462	40,023,426,002	35,519,804,250	4,583,660,461		

令和7年度宮城県繰越明許費繰越計算書

(特別会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算額	支出済額	予算残額	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					主管課名
								既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源	
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他		
(港湾整備事業特別会計)													
2 土木費	1 港湾費	港湾施設整備事業	220,200,000	37,800,000	182,400,000	202,200,000	182,300,000				県債 182,300,000		港湾課
特別会計合計			220,200,000	37,800,000	182,400,000	202,200,000	182,300,000				182,300,000		

令和7年度宮城県事故繰越し繰越し計算書

令和7年度宮城県事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明	主管課名
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
								国庫支出金	その他	国庫支出金	その他			
2 総務費	1 総務管理費	企業会計出資金事業	126,732,800	43,987,300	82,745,500		82,745,500	繰越金 82,745,500						財政課
6 農林水産業費	2 畜産業費	畜産振興総合対策推進事業	1,405,159,057	1,253,155,057	152,004,000		152,004,000			152,004,000				畜産課
		家畜伝染病予防事業	48,198,316	48,079,406	118,910		118,910				118,910			畜産課
	4 林業費	山地治山事業	505,470,428	432,267,728	73,202,700		73,202,700	繰越金 1,700		36,601,000	県債 36,600,000			森林整備課
7 商工費	4 観光費	特定漁港漁場整備事業	1,291,823,400	864,390,800	427,432,600		427,432,600	繰越金 72,952,600		246,380,000	県債 108,100,000			水産業基盤 整備課
		公園施設整備事業	259,325,100	178,714,300	80,610,800		80,610,800	繰越金 16,800		56,694,000	県債 23,900,000			観光戦略課
		道路橋りょう費	道路改築事業	10,518,653,421	9,545,157,727	973,495,694		973,495,694	繰越金 22,727,694		532,368,000	県債 418,400,000		
8 土木費	3 河川海岸費	広域河川改修事業	5,238,208,711	4,469,052,833	769,155,878		769,155,878	繰越金 76,878		384,579,000	県債 384,500,000			河川課
		河川局部改良事業	4,517,011,379	3,201,427,079	1,315,584,300		1,315,584,300	繰越金 91,300		657,793,000	県債 657,700,000			河川課
		河川等災害関連事業	344,980,365	199,672,700	145,307,665		145,307,665	繰越金 7,353,832		72,653,833	県債 65,300,000			記 防災砂防課
		川内沢ダム建設事業	3,564,956,315	2,895,484,200	669,472,115		669,472,115	繰越金 35,115		334,737,000	県債 334,700,000			河川課
10 教育費	7 特別支援 学校費	都市公園整備事業	633,337,138	386,734,628	246,602,510		246,602,510	繰越金 13,958,510		106,844,000	県債 125,800,000			都市環境課
		特別支援学校建設事業	796,288,639	643,370,414	152,918,225		152,918,225	繰越金 9,003,225		40,915,000	県債 103,000,000			施設整備課
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業	3,063,559,242	2,093,870,608	969,688,634		969,688,634	繰越金 5,262,160		643,226,474	県債 321,200,000			防災砂防課
一般会計合計			32,313,704,311	26,255,364,780	6,058,339,531		6,058,339,531		214,225,314	3,264,795,307	2,579,200,000	118,910		

令和7年度宮城県事故繰越し繰越理由書

(別 記)

事 業 名	説	明
(一 般 会 計)		
企業会計出資金事業	出資先における南部山浄水場小水力発電事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
畜産振興総合対策推進事業	補助対象先における畜産振興総合対策推進事業において資機材の調達に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
家畜伝染病予防事業	家畜伝染病予防事業において資機材の調達に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
山地治山事業	気仙沼市官代沢地区等山地治山事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
特定漁港漁場整備事業	気仙沼漁港等特定漁港漁場整備事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
公園施設整備事業	蔵王国定公園等公園施設整備事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
道路改築事業	築館登米線等道路改築事業において関連工事との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
広域河川改修事業	長沼川等河川改修事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
河川局部改良事業	渋井川河川改良事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
河川等災害関連事業	名蓋川災害関連事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
川内沢ダム建設事業	川内沢ダム建設事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
都市公園整備事業	仙台港多賀城地区緩衝緑地整備事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
特別支援学校建設事業	岩沼高等学園等校舎改修事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
河川等災害復旧事業	名蓋川河川等災害復旧事業において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	

令和7年度宮城県公営企業会計継続費繰越計算書

令和7年度宮城県水道用水供給事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る 財 源 内 訳	翌年度繰越額に係る 繰越額に要する 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計					
						出 資 金					
仙南・仙塩広域 2 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	南部山浄水場 小水力発電 事業	1,808,966,000	205,300,000	360,821,280	566,121,280	281,127,516	284,993,764	284,993,764	284,993,764	
計			1,808,966,000	205,300,000	360,821,280	566,121,280	281,127,516	284,993,764	284,993,764	284,993,764	

令和7年度宮城県水道用水供給事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る 財 源 内 訳	翌年度繰越額に係る 繰越額に要する 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計					
						内部留保資金					
仙南・仙塩広域 2 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	松島町高区系 送水管路 整備事業	1,052,808,000	421,123,000	631,685,000	1,052,808,000	0	1,052,808,000	1,052,808,000	1,052,808,000	
計			1,052,808,000	421,123,000	631,685,000	1,052,808,000	0	1,052,808,000	1,052,808,000	1,052,808,000	

令和7年度宮城県公営企業会計予算繰越計算書

令和7年度宮城県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	出 資 金	内部留保資金			
大崎広域 1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	小牛田枝線 送水管路 整備事業	114,446,000	40,368,000	74,078,000	23,026,000	23,000,000	28,052,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		三本木枝線 送水管路 整備事業	132,528,000	60,570,000	71,958,000	23,986,000	23,900,000	24,072,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
仙南・仙塩広域 2 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	南部山浄水場 耐震補強事業	84,274,000	0	84,274,000	31,901,000	18,053,000	34,320,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		南部山浄水場 設備整備事業	56,444,000	0	56,444,000			56,444,000	0	工法検討に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		大楯浄水場 施設設計事業	8,470,000	736,890	7,733,110			7,733,110	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
		蔵王町矢附地内 送水管路 設計事業	4,121,000	0	4,121,000	1,374,000	1,374,000	1,373,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
		蔵王町矢附地内 伸縮可撓管 漏水対策事業	1,400,000	0	1,400,000			1,400,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		仙台市落合地内 伸縮可撓管 漏水対策事業	218,000	0	218,000			218,000	0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	出 資 金	内部留保資金			
		仙台市茂庭地内 高区調整池 耐震補強 設計事業	49,944,000	0	49,944,000	16,648,000	8,324,000	24,972,000	0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完了が不可能となっ た。
		多賀城市下馬地内 伸縮可撓管 漏水対策事業	43,226,000	0	43,226,000			43,226,000	0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完工が不可能となっ た。
		中谷地制御室 設備整備事業	39,257,000	13,019,600	26,237,400			26,237,400	0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完工が不可能となっ た。
	計		534,328,000	114,694,490	419,633,510	96,935,000	74,651,000	248,047,510	0		

令和7年度宮城県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	内部留保資金			
仙南・仙塩広域 2 水道事業 費	1 営業費用	船岡水管橋 整備事業	64,673,000	25,342,900	32,562,200	32,562,200		6,767,900		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		松島町高区系 送水管路 整備事業	5,522,000	0	4,712,400	4,712,400		809,600		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
仙南・仙塩広域 2 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	蔵王町矢附地内等 伸縮可撓管 漏水対策事業	1,111,604	0	1,111,604		1,111,604	0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
計			71,306,604	25,342,900	38,386,204	37,274,600	1,111,604	7,577,500		

令和7年度宮城県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						企 業 債	他会計補助金	内部留保資金			
1 仙塩工業用 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	大楯浄水場 施設設計事業	990,000	86,130	903,870	600,000		303,870	0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完了が不可能となっ た。
		富谷市成田地内 伸縮可撓管 漏水対策事業	55,654,000	23,270,000	32,383,400	14,800,000		17,583,400	600		工法検討に不測の日 数を要し、年度内完工 が不可能となった。
2 仙台圏工業用 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	大楯浄水場 施設設計事業	1,540,000	133,980	1,406,020			1,406,020	0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完了が不可能となっ た。
3 仙台北部工業用 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	麓山浄水場 濁度対策 設計事業	70,043,000	0	70,043,000		70,043,000		0		関係機関との調整に 不測の日数を要し、年 度内完了が不可能となっ た。
計			128,227,000	23,490,110	104,736,290	15,400,000	70,043,000	19,293,290	600		

令和7年度宮城県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						営業収益				
1	仙塩工業用水道事業費用	仙台市松陵地内 伸縮可撓管業 調査事業	17,000,000	0	7,395,300	7,395,300		9,604,700		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。
2	仙台圏工業用水道事業費用	名取市 高館熊野堂地内 伸縮可撓管業 調査事業	18,000,000	0	7,890,300	7,890,300		10,109,700		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。
計			35,000,000	0	15,285,600	15,285,600		19,714,400		

令和7年度宮城県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計補助金	内部留保資金			
仙塩 1 流域下水道事業 資本的支出	建設改良費	七北田川左岸幹線等 管路整備事業	355,336,600	931,983	354,404,617	88,600,000	177,202,000	88,576,000	26,617		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		仙塩浄化センター等 設備整備事業	1,771,323,000	0	1,771,323,000	314,400,000	1,142,426,000	314,431,000	66,000		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		仙塩 流域下水道 台帳デジタル化事業	3,028,600	0	3,028,600	800,000	1,514,000	710,000	4,600		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。
阿武隈川下流 2 流域下水道事業 資本的支出	建設改良費	阿武隈川幹線等 管路整備事業	962,015,000	0	962,014,500	240,500,000	481,005,000	240,467,000	42,500		500		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		県南浄化センター等 設備整備事業	1,041,129,000	0	1,041,129,000	175,900,000	689,387,000	175,824,000	18,000		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		阿武隈川下流 流域下水道 台帳デジタル化事業	8,902,800	0	8,902,800	2,200,000	4,451,000	2,238,000	13,800		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。
		志田幹線 管路調査事業	3,285,300	0	3,285,300	800,000	1,642,000	783,000	60,300		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計補助金	内部留保資金			
鳴瀬川 3 流域下水道事業 資本的支出	建設 1 改良費	鹿島台浄化センター 設備整備事業	282,093,000	0	282,093,000	51,400,000	179,302,000	51,365,000	26,000		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		鳴瀬川 流域下水道 台帳デジタル化事業	3,107,000	0	3,107,000	700,000	1,553,000	767,000	87,000		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
吉田川 4 流域下水道事業 資本的支出	建設 1 改良費	大和・大衡幹線等 管路設計事業	13,181,000	0	13,181,000	3,300,000	6,590,000	3,250,000	41,000		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		大和浄化センター等 設備整備事業	863,926,900	0	863,926,900	147,600,000	568,749,000	147,561,000	16,900		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
北上川下流 5 流域下水道事業 資本的支出	建設 1 改良費	河南幹線等 管路調査事業	50,322,200	0	50,322,200	12,600,000	25,161,000	12,536,000	25,200		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		石巻浄化センター等 設備整備事業	124,141,200	0	124,141,200	26,400,000	71,070,000	26,572,000	99,200		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
		汚泥資源肥料化施設 調査事業	16,399,400	0	16,398,800	3,100,000	10,197,000	3,052,000	49,600	200	600		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計補助金	内部留保資金			
		北上川下流域下水道事業計画策定事業	3,988,900	0	3,988,900	1,000,000	1,994,000	953,000	41,900		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
北上川下流東部 6 流域下水道事業 資本的支出	建設 1 改良費	河北・桃生幹線管路整備事業	234,229,600	0	234,229,600	58,600,000	117,115,000	58,509,000	5,600		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		石巻第5汚水中継ポンプ場等設備整備事業	106,012,000	0	106,012,000	26,500,000	53,006,000	26,477,000	29,000		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		汚泥資源肥料化施設調査事業	11,001,000	0	11,001,000	1,800,000	7,498,000	1,701,000	2,000		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
		北上川下流東部流域下水道事業計画策定事業	1,044,500	0	1,044,500	300,000	522,000	212,000	10,500		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。	
迫川 7 流域下水道事業 資本的支出	建設 1 改良費	迫川右岸幹線等管路整備事業	159,335,500	0	159,335,500	39,800,000	79,669,000	39,843,000	23,500		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	
		石越浄化センター等設備整備事業	9,664,000	0	9,664,000	2,400,000	4,832,000	2,416,000	16,000		0	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。	

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計補助金	内部留保資金			
		汚泥資源肥料化施設調査事業	11,247,800	0	11,247,800	2,200,000	6,621,000	2,332,000	94,800		0		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が不可能となった。
	計		6,034,714,300	931,983	6,033,781,217	1,200,900,000	3,631,506,000	1,200,575,000	800,017	200	1,100		

令和7年度宮城県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	企業債	国庫補助金	工事負担金	内部留保資金			
阿武隈川下流 2 流域下水道事業 資本的支出	1 建設 改良費	阿武隈川幹線 管路整備事業	278,812,600	0	278,812,600		69,700,000	139,406,000	69,701,000	5,600	0		工法検討に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
北上川下流 5 流域下水道事業 費	1 営業 費用	矢本・鳴瀬幹線等 管路整備事業	11,354,000	0	9,958,000	9,958,000					1,396,000		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
北上川下流東部 6 流域下水道事業 費	1 営業 費用	女川幹線等 管路整備事業	12,288,600	0	12,159,600	12,159,600					129,000		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
迫川 7 流域下水道事業 費	1 営業 費用	迫川左岸幹線等 管路整備事業	9,149,400	0	8,858,400	8,858,400					291,000		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完工が不可能となった。
計			311,604,600	0	309,788,600	30,976,000	69,700,000	139,406,000	69,701,000	5,600	1,816,000		

(令和7年度予算)

予算に関する説明書

(令和8年3月31日専決処分)

目

次

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括	頁
歳入	5
歳出	6
2 歳入	
第1款 県税	8
第1項 県民税	8
第2項 事業税	9
第3項 地方消費税	10
第4項 不動産取得税	11
第5項 県たばこ税	12
第7項 軽油引取税	13
第8項 自動車税	14
第2款 地方消費税清算金	15
第1項 地方消費税清算金	15
第3款 地方譲与税	16
第1項 特別法人事業譲与税	16
第2項 地方揮発油譲与税	17
第3項 石油ガス譲与税	18

第4項 自動車重量譲与税	19
第6項 森林環境譲与税	20
第7項 航空機燃料譲与税	21
第5款 地方交付税	22
第1項 地方交付税	22
第6款 交通安全対策特別交付金	23
第1項 交通安全対策特別交付金	23
第9款 国庫支出金	24
第1項 国庫負担金	24
第2項 国庫補助金	25
第12款 繰入金	26
第1項 基金繰入金	26
第14款 諸収入	27
第1項 延滞金、加算金及び過料等	27
第5項 収益事業収入	28
第6項 雑収入	29
第15款 県債	30
第1項 県債	30
3 歳出	
第2款 総務費	32

第1項 総務管理費	32	第4項 配当割交付金	48
第3項 徴税費	33	第5項 株式等譲渡所得割交付金	49
第6項 防災費	34	第7項 法人事業税交付金	50
第3款 民生費	35	第11項 環境性能割交付金	51
第1項 社会福祉費	35	第14款 予備費	52
第2項 児童福祉費	36	第1項 予備費	52
第4款 衛生費	37	地方債に関する調書	54
第1項 公衆衛生費	37		
第6款 農林水産業費	38		
第2項 畜産業費	38		
第4項 林業費	39		
第7款 商工費	40		
第2項 工鉱業費	40		
第4項 観光費	41		
第8款 土木費	42		
第4項 港湾費	42		
第10款 教育費	43		
第4項 高等学校費	43		
第7項 特別支援学校費	44		
第11款 災害復旧費	45		
第1項 農林水産施設災害復旧費	45		
第2項 土木施設災害復旧費	46		
第13款 諸支出金	48		

1 総括

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 県 税	346,392,000	△ 2,140,000	344,252,000
2 地方消費税清算金	131,057,000	△ 20,000	131,037,000
3 地方譲与税	53,823,000	△ 40,000	53,783,000
4 地方特例交付金	1,233,489		1,233,489
5 地方交付税	171,285,761		172,321,418
6 交通安全対策特別交付金	308,000	△ 5,295	302,705
7 分担金及び負担金	4,186,400		4,186,400
8 使用料及び手数料	12,085,047		12,085,047
9 国庫支出金	135,244,128	△ 2,334,759	132,909,369
10 財産収入	2,404,083		2,404,083
11 寄附金	2,051,917		2,051,917
12 繰入金	40,076,697	△ 1,359,265	38,717,432
13 繰越金	1,528,779		1,528,779
14 諸収入	123,083,493	△ 129,481	122,954,012
15 県債	73,467,700	△ 789,900	72,677,800
歳入合計	1,098,227,494	△ 5,783,043	1,092,444,451

総括

(歳 出)							
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	1,698,163		1,698,163				
2 総務費	72,612,666	△ 518,000	72,094,666	97,501	13,200	△ 14,672	△ 614,029
3 民生費	161,777,415	△ 179,000	161,598,415				△ 179,000
4 衛生費	50,042,543	△ 190,000	49,852,543	△ 95,000			△ 95,000
5 労働費	7,837,897		7,837,897				
6 農林水産業費	55,065,778	△ 399,825	54,665,953	△ 897,326	△ 21,500	3,223	515,778
7 商工費	134,562,924	△ 119,000	134,443,924	△ 4,239			△ 114,761
8 土木費	82,899,564	0	82,899,564		7,300		△ 7,300
9 警察費	59,625,445		59,625,445				
10 教育費	186,546,490	△ 103,000	186,443,490				△ 103,000
11 災害復旧費	4,641,343	△ 2,374,218	2,267,125	△ 1,383,074	△ 788,900		△ 202,244
12 公債費	104,656,216		104,656,216				
13 諸支出金	175,261,050	△ 1,145,000	174,116,050				△ 1,145,000
14 予備費	1,000,000	△ 755,000	245,000	△ 52,621			△ 702,379
歳出合計	1,098,227,494	△ 5,783,043	1,092,444,451	△ 2,334,759	△ 789,900	△ 11,449	△ 2,646,935

総 括

2 歳 入

第 1 款 県 税						
第 1 項 県 民 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 個人	千円 64,476,000	千円 10,000	千円 64,486,000	1 現年課税分	千円 △ 10,000	税務課
				2 滞納繰越分	20,000	税務課
2 法人	9,254,000	△ 30,000	9,224,000	1 現年課税分	△ 30,000	税務課
3 利子割	1,074,000	50,000	1,124,000	1 現年課税分	50,000	税務課
4 配当割	3,582,000	△ 380,000	3,202,000	1 現年課税分	△ 380,000	税務課
5 株式等譲渡所得割	6,252,000	△ 1,150,000	5,102,000	1 現年課税分	△ 1,150,000	税務課
計	84,638,000	△ 1,500,000	83,138,000			

歳入 第 1 款 県 税

第 1 款 県 税						
第 2 項 事 業 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 個人	千円 3,406,000	△ 千円 60,000	千円 3,346,000	1 現年課税分	△ 千円 60,000	税務課
2 法人	95,665,000	780,000	96,445,000	1 現年課税分	780,000	税務課
計	99,071,000	720,000	99,791,000			

歳入 第 1 款 県 税

第 1 款 県 税						
第 3 項 地 方 消 費 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 譲 渡 割	千円 68,079,000	△ 千円 390,000	千円 67,689,000	31 譲 渡 割	△ 千円 390,000	税務課
2 貨 物 割	22,011,000	△ 620,000	21,391,000	96 貨 物 割	△ 620,000	税務課
計	90,090,000	△ 1,010,000	89,080,000			

第 1 款 県 税						
第 4 項 不 動 産 取 得 税						
目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不 動 産 取 得 税	千円 7,592,000	△ 千円 150,000	千円 7,442,000	1 現 年 課 税 分	△ 千円 150,000	税務課
計	7,592,000	△ 150,000	7,442,000			

第 1 款 県 税						
第 5 項 県 た ば こ 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 県たばこ税	千円 2,896,000	△ 千円 10,000	千円 2,886,000	1 現年課税分	△ 千円 10,000	税務課
計	2,896,000	△ 10,000	2,886,000			

第 1 款 県 税						
第 7 項 軽 油 引 取 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 軽油引取税	千円 22,374,000	△ 千円 60,000	千円 22,314,000	1 現年課税分	△ 千円 60,000	税務課
計	22,374,000	△ 60,000	22,314,000			

第 1 款 県 税						
第 8 項 自 動 車 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	2,840,000 ^{千円}	△ 110,000 ^{千円}	2,730,000 ^{千円}	1 現年課税分	△ 110,000 ^{千円}	税務課
2 種別割	31,716,000	△ 20,000	31,696,000	1 現年課税分	△ 10,000	税務課
				2 滞納繰越分	△ 10,000	税務課
計	34,556,000	△ 130,000	34,426,000			

第 2 款 地方消費税清算金

第 1 項 地方消費税清算金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税清算金	千円 131,057,000	△ 千円 20,000	千円 131,037,000	69 地方消費税清算金	△ 千円 20,000	税務課 地方消費税清算金
計	131,057,000	△ 20,000	131,037,000			

歳入 第 2 款 地方消費税清算金

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 1 項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 特別法人 事業譲与税	千円 51,286,000	千円 60,000	千円 51,346,000	72 特別法人 事業譲与税	千円 60,000	税務課 特別法人事業譲与税
計	51,286,000	60,000	51,346,000			

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 2 項 地 方 揮 発 油 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油 譲与税	千円 1,966,000	△ 千円 60,000	千円 1,906,000	64 地方揮発油 譲与税	△ 千円 60,000	税務課 地方揮発油譲与税
計	1,966,000	△ 60,000	1,906,000			

歳入 第 3 款 地 方 譲 与 税

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 3 項 石 油 ガ ス 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 石油ガス譲与税	千円 63,000	△ 千円 10,000	千円 53,000	4 石油ガス譲与税	△ 千円 10,000	税務課 石油ガス譲与税
計	63,000	△ 10,000	53,000			

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 4 項 自 動 車 重 量 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量 譲与税	千円 376,000	△ 千円 10,000	千円 366,000	3 自動車重量 譲与税	△ 千円 10,000	税務課 自動車重量譲与税
計	376,000	△ 10,000	366,000			

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 6 項 森 林 環 境 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	千円 120,000	△ 千円 10,000	千円 110,000	28 森林環境譲与税	△ 千円 10,000	税務課 森林環境譲与税
計	120,000	△ 10,000	110,000			

歳入 第 3 款 地 方 譲 与 税

第 3 款 地 方 譲 与 税

第 7 項 航 空 機 燃 料 譲 与 税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 航空機燃料 譲与税	千円 12,000	△ 千円 10,000	千円 2,000	90 航空機燃料 譲与税	△ 千円 10,000	税務課 航空機燃料譲与税
計	12,000	△ 10,000	2,000			

第 5 款 地 方 交 付 税						
第 1 項 地 方 交 付 税						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 171,285,761	千円 1,035,657	千円 172,321,418	5 地方交付税	千円 1,035,657	財政課 1 特別交付税 1,115,211 2 震災復興特別交付税 △ 79,554
計	171,285,761	1,035,657	172,321,418			

歳入 第 5 款 地 方 交 付 税

第 6 款 交通安全対策特別交付金						
第 1 項 交通安全対策特別交付金						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	千円 308,000	△ 千円 5,295	千円 302,705	6 交通安全対策特別交付金	△ 千円 5,295	財政課 交通安全対策特別交付金
計	308,000	△ 5,295	302,705			

第 9 款 国 庫 支 出 金

第 1 項 国 庫 負 担 金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費 国庫負担金	10,002,570 ^{千円}	△ 95,000 ^{千円}	9,907,570 ^{千円}	20 公衆衛生費	△ 95,000 ^{千円}	疾病・感染症対策課 指定難病等対策費
5 農 林 水 産 業 費 国庫負担金	7,753,506	△ 203,100	7,550,406	30 畜産業費	△ 166,100	畜産課 家畜伝染病予防事業費
				33 林業費	△ 37,000	森林整備課 災害関連緊急治山事業費
9 災害復旧費 国庫負担金	2,850,019	△ 1,383,074	1,466,945	57 農林水産施設 災害復旧費	△ 682,304	農村整備課 △ 330,584 1 農地災害復旧費 △ 1,747 2 施設災害復旧費 △ 6,217 3 県営災害復旧費 △ 322,620 水産業基盤整備課 漁港施設災害復旧費 △ 332,659 森林整備課 治山施設災害復旧費 △ 19,061
				58 土木施設 災害復旧費	△ 700,770	防災砂防課 河川等施設災害復旧費 △ 584,919 港湾課 港湾施設災害復旧費 △ 115,851
計	51,820,182	△ 1,681,174	50,139,008			

第 9 款 国 庫 支 出 金

第 2 項 国 庫 補 助 金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費 国庫補助金	千円 20,390,659	△ 千円 644,325	千円 19,746,334	8 総務管理費	△ 千円 52,621	財政課 特定鳥獣保護管理計画事業費
				9 企画費	△ 591,704	総合政策課 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
5 農林 水産業費 国庫補助金	11,452,990	△ 9,260	11,443,730	30 畜産業費	△ 9,260	畜産課 消費・安全対策推進交付金
計	76,989,590	△ 653,585	76,336,005			

第 12 款 繰 入 金						
第 1 項 基 金 繰 入 金						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	千円 39,263,261	千円 △ 1,359,265	千円 37,903,996	61 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	千円 △ 1,424,147	財政課 財政調整基金繰入金
				97 地 域 整 備 推 進 基 金 繰 入 金	79,554	財政課 地域整備推進基金繰入金
				99 公 共 施 設 等 整 備 基 金 繰 入 金	△ 14,672	管財課 公共施設等整備基金繰入金
計	39,263,261	△ 1,359,265	37,903,996			

歳 入 第 12 款 繰 入 金

第 14 款 諸 収 入						
第 1 項 延滞金、加算金及び過料等						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	千円 120,532	△ 千円 20,000	千円 100,532	67 延滞金	△ 千円 20,000	税務課 延滞金
2 加算金	51,000	70,000	121,000	68 加算金	70,000	税務課 重加算金
計	218,548	50,000	268,548			

歳入 第 14 款 諸 収 入

第 14 款 諸 収 入						
第 5 項 収 益 事 業 収 入						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 宝くじ収入	千円 2,998,919	△ 千円 182,704	千円 2,816,215	71 自治宝くじ	△ 千円 182,704	財政課 自治宝くじ収益金
計	2,998,919	△ 182,704	2,816,215			

歳入 第 14 款 諸 収 入

第 14 款 諸 収 入						
第 6 項 雑 入						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
5 雑 入	千円 7,835,696	千円 3,223	千円 7,838,919	82 雑 入	千円 3,223	畜産課 実費負担金
計	7,939,441	3,223	7,942,664			

歳 入 第 14 款 諸 収 入

第 15 款 県 債						
第 1 項 県 債						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	千円 3,818,600	千円 13,200	千円 3,831,800	12 防災費	千円 13,200	公共債消防学校整備費
5 農林水産業債	6,705,300	△ 21,500	6,683,800	30 畜産業費	△ 2,400	1 家畜保健衛生所施設整備費 9,700 2 公共施設等適正管理推進事業費 △ 12,100
				33 林業費	△ 19,100	公共債災害関連事業費
8 国直轄債	10,205,300	7,300	10,212,600	85 国直轄事業費	7,300	1 公共債港湾事業費 △ 66,300 2 原子力発電施設等立地地域振興特別事業費 73,600
11 災害復旧債	1,687,200	△ 788,900	898,300	57 農林水産施設災害復旧費	△ 366,200	1 現年補助農用地災害復旧費 △ 182,500 2 現年補助治山施設災害復旧費 △ 9,600 3 現年補助漁港施設災害復旧費 △ 166,100 4 現年単独農用地災害復旧費 △ 8,000
				58 土木施設災害復旧費	△ 422,700	1 現年補助河川等災害復旧費 △ 323,900 2 現年補助港湾施設災害復旧費 △ 62,200 3 現年単独河川等災害復旧費 △ 36,600
計	73,467,700	△ 789,900	72,677,800			

歳入 第 15 款 県

債

3 歳 出

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総 務 管 理 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	13,900,246	△ 260,000	13,640,246				△ 260,000	8 旅費	△ 53	職員厚生課 職員宿舍管理費	
								10 需用費	△ 247		
								11 役務費	△ 1,200		
								16 公有財産 購入費	△ 258,500		
計	25,897,873	△ 260,000	25,637,873				△ 260,000				

第 2 款 総 務 費

第 3 項 徴 税 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 賦 課 徴 収 費	10,741,566 ^{千円}	△ 258,000 ^{千円}	10,483,566 ^{千円}				△ 258,000 ^{千円}	22 償還金、利子 及び割引料	△ 258,000 ^{千円}	税務課 交付金・還付金
計	13,618,215 ^{千円}	△ 258,000 ^{千円}	13,360,215 ^{千円}				△ 258,000 ^{千円}			

第 2 款 総 務 費

第 6 項 防 災 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
3 消防 指導費	千円 615,714	千円 0	千円 615,714	千円	千円 13,200	千円 ⊕△ 14,672	千円 1,472			消防課 消防学校費 更正	
4 火薬ガス 等取締費	1,531,215	0	1,531,215	97,501			△ 97,501			消防課 高压ガス・液化石油ガス取締費 更正	
計	5,568,713	0	5,568,713	97,501	13,200	△ 14,672	△ 96,029				

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 3 款 民 生 費

第 1 項 社 会 福 祉 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
5 老人 福祉費	千円 67,653,664	千円 △ 128,000	千円 67,525,664	千円	千円	千円	千円 △ 128,000	18 負担金、補助 及び交付金	千円 △ 128,000	長寿社会政策課 介護保険制度運営費	
計	115,160,079	△ 128,000	115,032,079				△ 128,000				

第 3 款 民 生 費

第 2 項 児 童 福 祉 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
3 児 童 措 置 費	千円 28,983,798	千円 △ 51,000	千円 28,932,798	千円	千円	千円	千円 △ 51,000	18 負担金、補助 及び交付金	千円 △ 51,000	子育て社会推進課 児童保護費
計	40,900,623	△ 51,000	40,849,623				△ 51,000			

第 4 款 衛 生 費

第 1 項 公 衆 衛 生 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
7 難病 対策費	千円 2,947,066	千円 △ 190,000	千円 2,757,066	千円 △ 95,000	千円	千円	千円 △ 95,000	19 扶 助 費	千円 △ 190,000	疾病・感染症対策課 指定難病等対策費	
計	5,964,258	△ 190,000	5,774,258	△ 95,000			△ 95,000				

第 6 款 農 林 水 産 業 費

第 2 項 畜 産 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
2 畜産振興費	千円 2,385,075	千円 0	千円 2,385,075	千円 △ 684,966	千円	千円	千円 684,966			畜産課 畜産振興総合対策推進事業費 更正	
3 家畜保健衛生費	762,802	△ 341,550	421,252	△ 175,360	△ 2,400	◎ 3,223	△ 167,013	8 旅費	△ 14,553	畜産課 1 家畜伝染病予防事業費 △ 341,550 2 家畜保健衛生費 更正	
								10 需用費	△ 102,824		
								11 役務費	△ 15,577		
								12 委託料	△ 175,801		
								13 使用料及び賃借料	△ 26,295		
								17 備品購入費	△ 1,800		
								18 負担金、補助及び交付金	△ 4,700		
計	4,498,308	△ 341,550	4,156,758	△ 860,326	△ 2,400	3,223	517,953				

第 6 款 農 林 水 産 業 費

第 4 項 林 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
6 治山費	千円 1,098,350	△ 千円 58,275	千円 1,040,075	千円 △ 37,000	千円 △ 19,100	千円 △ 2,175	10 需用費	△ 千円 1,775	森林整備課 災害関連緊急治山事業費		
							12 委託料	△ 20,500			
							14 工事請負費	△ 35,500			
							21 補償、補填 及び賠償金	△ 500			
計	6,593,822	△ 58,275	6,535,547	△ 37,000	△ 19,100	△ 2,175					

第 7 款 商 工 費											
第 2 項 工 鉱 業 費											
目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
2 中小企業 振興費	千円 7,093,998	千円 0	千円 7,093,998	千円 △ 4,239	千円	千円	千円 4,239			商工金融課 中小企業経営資源強化対策事業費 更正	
計	13,259,399	0	13,259,399	△ 4,239			4,239				

第 7 款 商 工 費

第 4 項 観 光 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区	分金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 観光費	千円 1,605,909	千円 △ 119,000	千円 1,486,909	千円	千円	千円	千円 △ 119,000	24 積立金	千円 △ 119,000	観光戦略課 観光事業振興対策費
計	2,062,860	△ 119,000	1,943,860				△ 119,000			

第 8 款 土 木 費

第 4 項 港 湾 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
2 港湾建設費	千円 2,315,898	千円 0	千円 2,315,898	千円	千円 7,300	千円	千円 △ 7,300			港湾課 国直轄事業負担金 更正	
計	3,819,638	0	3,819,638		7,300		△ 7,300				

第 10 款 教 育 費

第 4 項 高 等 学 校 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区	分金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 全日制 高等学校 管理費	千円 3,788,176	△ 千円 53,000	千円 3,735,176	千円	千円	千円	千円 △ 53,000	7 報償費	△ 千円 247	高校教育課 管理費
								8 旅費	△ 504	
								9 交際費	△ 350	
								10 需用費	△ 60	
								11 役務費	△ 886	
								12 委託料	△ 49,205	
								13 使用料及び 借賃料	△ 803	
								17 備品購入費	△ 397	
								18 負担金、補助 及び交付金	△ 462	
								26 公課費	△ 86	
計	51,180,352	△ 53,000	51,127,352				△ 53,000			

第 10 款 教 育 費

第 7 項 特 別 支 援 学 校 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
1 特別支援 学校費	19,276,056	△ 50,000	19,226,056				△ 50,000	7 報 償 費	△ 800	特別支援教育課 管理費	
								8 旅 費	△ 700		
								9 交 際 費	△ 100		
								10 需 用 費	△ 32,000		
								11 役 務 費	△ 1,000		
								12 委 託 料	△ 11,000		
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△ 3,000		
								17 備 品 購 入 費	△ 500		
								18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△ 900		
計	22,013,062	△ 50,000	21,963,062				△ 50,000				

第 11 款 災 害 復 旧 費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区	分金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 農地災害 復旧費	千円 551,932	△ 千円 527,201	千円 24,731	千円 330,584	千円 △ 190,500	千円 △ 6,117	8 旅 費	△ 千円 1,136	農村整備課 1 農地災害復旧費 △ 1,837 2 施設災害復旧費 △ 6,727 3 県営災害復旧費 △ 518,637	
							10 需 用 費	△ 5,620		
								11 役 務 費		△ 4,950
								12 委 託 料		△ 9,900
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料		△ 4,908
								14 工 事 請 負 費		△ 491,823
								18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△ 8,864
2 治山施設 災 害 復 旧 費	110,671	△ 28,611	82,060	19,061	△ 9,600	50	12 委 託 料	△ 5,000	森林整備課 治山施設災害復旧費	
							14 工 事 請 負 費	△ 23,111		
							21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	△ 500		
3 漁港施設 災 害 復 旧 費	500,000	△ 498,740	1,260	332,659	△ 166,100	19	8 旅 費	△ 100	水産業基盤整備課 漁港施設災害復旧費	
							12 委 託 料	△ 74,800		
							13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△ 100		
							14 工 事 請 負 費	△ 423,740		
計	1,162,603	△ 1,054,552	108,051	682,304	△ 366,200	△ 6,048				

歳 出 第 11 款 災 害 復 旧 費

第 11 款 災 害 復 旧 費

第 2 項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区	分金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 河川等 災害 復旧費	千円 3,281,100	千円 △ 1,141,607	千円 2,139,493	千円 △ 584,919	千円 △ 360,500	千円 △ 196,188	8 旅 費	千円 △ 8,322	防災砂防課 1 河川等災害復旧費 △ 934,998 2 県単災害復旧費 △ 206,609	
							10 需用費	△ 10,579		
							11 役務費	△ 10,488		
							12 委託料	△ 221,401		
							13 使用料及び賃借料	△ 30,691		
							14 工事請負費	△ 808,489		
							16 公有財産購入費	△ 25,000		
							17 備品購入費	△ 1,637		
							21 補償、補填及び賠償金	△ 25,000		
2 港湾施設 災害 復旧費	189,400	△ 178,059	11,341	△ 115,851	△ 62,200	△ 8	8 旅 費	△ 340	港湾課 港湾施設災害復旧費	
							10 需用費	△ 2,120		
							11 役務費	△ 840		
							12 委託料	△ 28,059		
							13 使用料及び賃借料	△ 1,070		
							14 工事請負費	△ 145,630		

歳 出 第 11 款 災 害 復 旧 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
計	千円 3,478,740	千円 △ 1,319,666	千円 2,159,074	千円 △ 700,770	千円 △ 422,700	千円	千円 △ 196,196	千円			

歳出第11款 災害復旧費

第 13 款 諸 支 出 金
第 4 項 配 当 割 交 付 金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
1 配当割 交付金	千円 2,128,000	千円 △ 220,000	千円 1,908,000	千円	千円	千円	千円 △ 220,000	18 負担金、補助 及び交付金	千円 △ 220,000	税務課 配当割交付金	
計	2,128,000	△ 220,000	1,908,000				△ 220,000				

第 13 款 諸 支 出 金

第 5 項 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
1 株式等譲渡所得割交付金	千円 3,713,000	千円 △ 685,000	千円 3,028,000	千円	千円	千円	千円 △ 685,000	18 負担金、補助及び交付金	千円 △ 685,000	税務課 株式等譲渡所得割交付金	
計	3,713,000	△ 685,000	3,028,000				△ 685,000				

第 13 款 諸 支 出 金

第 7 項 法 人 事 業 税 交 付 金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 法人事業 税交付金	千円 6,700,000	千円 △ 124,000	千円 6,576,000	千円	千円	千円	千円 △ 124,000	18 負担金、補助 及び交付金	千円 △ 124,000	税務課 法人事業税交付金
計	6,700,000	△ 124,000	6,576,000				△ 124,000			

第 13 款 諸 支 出 金

第 11 項 環 境 性 能 割 交 付 金

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国庫支出金	地方債	その他					
1 環境性能 割交付金	千円 1,409,000	千円 △ 116,000	千円 1,293,000	千円	千円	千円	千円 △ 116,000	18 負担金、補助 及び交付金	千円 △ 116,000	税務課 環境性能割交付金	
計	1,409,000	△ 116,000	1,293,000				△ 116,000				

第 14 款 予 備 費

第 1 項 予 備 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区	分金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 予備費	千円 1,000,000	△ 千円 755,000	千円 245,000	千円 △ 52,621	千円	千円 △ 702,379			財政課 予備費	
計	1,000,000	△ 755,000	245,000	△ 52,621		△ 702,379				

地方債に関する調書

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末
における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	千円 613,848,120	千円 610,077,793	千円 61,566,900	千円 43,937,558	千円 627,707,135
(1) 庁 舎 関 係	7,457,401	7,381,935		202,767	7,179,168
(2) 民 生 労 働 関 係	24,949,648	24,636,794	4,070,000	1,391,697	27,315,097
(3) 衛 生 関 係	15,372,862	15,389,383	1,379,900	1,655,245	15,114,038
(4) 商 工 関 係	5,150,571	3,920,020	342,000	1,748,150	2,513,870
(5) 農 林 水 産 関 係	103,694,870	104,068,618	6,683,800	9,652,611	101,099,807
(6) 土 木 関 係	335,781,105	336,784,550	29,837,200	21,526,855	345,094,895
(7) 警 察 関 係	9,908,233	10,521,208	3,459,400	1,053,321	12,927,287
(8) 教 育 関 係	82,077,227	79,991,200	11,328,800	3,809,351	87,510,649
(9) 公 営 住 宅	3,618,576	2,999,181	634,000	396,954	3,236,227
(10) 総 務 関 係	25,837,627	24,384,904	3,831,800	2,500,607	25,716,097
2 災 害 復 旧 債	23,620,193	22,921,003	898,300	2,338,833	21,480,470
(1) 庁 舎 学 校 関 係	697,934	713,081	11,800	38,900	685,981
(2) 土 木 関 係	20,470,557	19,461,865	870,900	2,182,971	18,149,794
(3) そ の 他	2,451,702	2,746,057	15,600	116,962	2,644,695
3 そ の 他	914,703,191	862,893,107	98,258,600	156,674,550	804,477,157
(1) 国 直 轄 事 業 債	197,551,093	203,978,612	10,212,600	6,584,328	207,606,884

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 額 見 込	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
(2) 地方道路整備臨時貸付金債	千円 1,716,270	千円 1,421,630	千円	千円 294,640	千円 1,126,990
(3) 減 収 補 填 債	46,431,323	40,115,950		5,664,372	34,451,578
(4) 臨 時 税 収 補 填 債	364,500	291,600		72,900	218,700
(5) 減 税 補 填 債	23,973,950	23,237,384		12,227,567	11,009,817
(6) 財 政 健 全 化 債	3,490,346	3,281,046		323,300	2,957,746
(7) 臨 時 財 政 対 策 債	605,427,059	560,399,185		38,371,493	522,027,692
(8) 地 域 再 生 事 業 債	5,218,825	4,812,075		406,750	4,405,325
(9) 行 政 改 革 推 進 債	5,448,825	5,260,625		3,026,200	2,234,425
(10) 行 政 改 革 等 推 進 債	4,329,000	413,000		3,000	410,000
(11) 退 職 手 当 債	20,752,000	19,682,000		1,654,000	18,028,000
(12) 借 換 債			88,046,000	88,046,000	
合 計	1,552,171,504	1,495,891,903	160,723,800	202,950,941	1,453,664,762

※ 「3その他(12)借換債」欄には、既に起債した地方債のうち、当該年度中に借換時期を迎える地方債の借換に係る償還見込額及びその財源として発行する地方債の起債見込額（額面総額）を記載。また、「当該年度末現在高見込額」欄には、起債した借換債を借換前の各区分に戻し入れた残高を記載。